

平成 21 年度版

**安芸高田市の男女共同参画施策
実施状況報告書**

安芸高田市

目 次

第 1 部 安芸高田市の男女共同参画の現状

1	安芸高田市の人口	2
2	地方自治法(第 202 条の 3)に基づく委員等の女性の登用	2
3	地方自治法(第 180 条の 5)に基づく委員等の女性の登用	3
4	一般職員の在職状況	3

第 2 部 安芸高田市の男女共同参画の実施状況

1	平成 21 年度の主な啓発事業	4
2	安芸高田市男女共同参画プランの施策の体系	7
3	安芸高田市男女共同参画プランの施策の実施状況	9
(1)	男女平等の意識づくり	9
(2)	ともに参画する社会づくり	16
(3)	自立した生き方づくり	21
(4)	安心して暮らせるまちづくり	29

第 3 部 資料編

1	安芸高田市男女共同参画宣言都市宣言文	44
2	男女共同参画宣言都市式典時のアンケートから	45

第1部 安芸高田市の男女共同参画の現状

1 安芸高田市の人口

総人口 31,968人

男性 15,372人

女性 16,596人

世帯数 13,222世帯

(平成22年3月31日現在住民基本台帳登録者)

2 地方自治法(第202条の3)に基づく委員等の女性の登用

(平成22年4月1日現在)

審議会等名 (安芸高田市は省略)	設置根拠	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性の割合 (%)
防災会議	災害対策基本法第十六条	38	0	0.0
民生委員推薦会	民生委員法第五条	14	2	14.3
国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条	9	2	22.2
介護認定審査会	介護保険法第十四条	27	5	18.5
社会教育委員会	社会教育法第十五条、第十七条の二	18	4	22.2
図書館協議会	図書館法第十四条	9	6	66.7
文化財保護審議会	文化財保護法第百九十条	10	0	0.0
障害認定審査会	障害者自立支援法第十五条	11	4	36.4
児童館運営委員会	安芸高田市児童館条例七条	9	5	55.6
博物館協議会	安芸高田市博物館設置及び管理条例第十三条	9	0	0.0
人権相談員	安芸高田市人権相談員設置条例第一条	3	1	33.3
生活指導員	安芸高田市生活指導員設置条例第一条	123	62	50.4
情報公開・個人情報保護審査会	安芸高田市情報公開・個人情報保護審査会条例第三条	5	1	20.0
体育指導委員	スポーツ振興法第十九条	59	22	37.3
まちづくり委員会	安芸高田市まちづくり委員会設置条例第一条	30	11	36.7
国民保護協議会	安芸高田市国民保護協議会	28	7	25.0

男女共同参画審議会	安芸高田市男女共同参画推進条例十七 条	15	8	53.3
合 計		417	140	33.6
(参考広島県平均)				(23.8)
安芸高田市 平成 21 年度				31.0
安芸高田市 平成 20 年度				29.8

3 地方自治法(第 180 条の 5)に基づく委員等の女性の登用

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

委員会、委員名	委員総数(人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員割合 (%)
教育委員会	6	2	33.3
選挙管理委員会	4	0	0.0
公平委員会	3	0	0.0
監査委員	2	0	0.0
農業委員会	36	2	5.6
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0
合 計	54	4	7.4
(参考広島県平均)			(11.1)
安芸高田市 平成 21 年度			7.4
安芸高田市 平成 20 年度			3.8

4 市役所一般職の在籍状況

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分	一 般 職 職員総数	うち女性 (人)	女性比率 (%)	一般職職 員のうち 管理職総 数	うち女性 (人)	女性比率 (%)
市長部局	280	58	20.7	43	3	7.0
教育委員会事務局	54	30	55.6	6	1	16.7
保育所	47	45	95.7	0	0	0.0
その他行政機関	68	4	5.9	10	0	0.0
合 計	449	137	30.5	59	4	6.8
(参考広島県平均)						(10.9)
安芸高田市 平成 21 年度						6.8
安芸高田市 平成 20 年度						6.7

第2部 安芸高田市の男女共同参画施策の実施状況

1 平成21年度の主な啓発事業

【男女共同参画週間啓発事業】

1. 目的 男女共同参画週間において、男女共同参画社会の意識向上を図る。
2. 内容 安芸高田市広報紙6月号において、男女が互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら自分の個性や才能を発揮し、社会のいろいろな分野に参画し、等しく権利や喜びを受け、責任もいっしょに担う社会づくりの呼びかけを行う。
3. 時期 6月23日～29日(男女共同参画週間)

【安芸高田市男女共同参画宣言都市奨励事業】

1. 目的 豊かで活力ある社会を築くためには、男女が対等なパートナーとして互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現をめざし、市を挙げて、住みよいまちづくりをめざすために「男女共同参画宣言都市」になることを宣言する。
2. 内容 ①記念式典ならびに式典の中で市長が宣言文を宣誓する。
内閣府より男女共同参画の実現を目指しての取組報告。
パネル展ほか啓発チラシ配布等。
②男女共同参画宣言都市記念講演会
講師 映画字幕翻訳者 戸田奈津子 さん
演題 字幕の中に人生
～ 女(ひと)と男(ひと)、ともに豊かに生きる ～
3. 日時 平成21年9月5日(土)
4. 場所 クリスタルアージュ
5. 参加者 450人

【男女共同参画リレー講座】

1. 目 的 安芸高田市における男女共同参画を推進することを目的として、自己啓発の機会、男女でともに取り組む地域づくりを支援する。
2. 学習内容 男女共同参画に向けて基礎的な知識を身につけるため、身近なテーマや事例をもとに学習を深める。
テーマは、女性も男性も互いに理解し合い一人ひとりが輝いて生きていることの大切さを日常の生活と結びつけて考え学習する。
3. 講 師 中国新聞社論説委員 石田信夫さん
4. テーマ 「問う女 聞けない男 ― 共同参画の足元 ―」
5. 日時等 ①平成22年1月23日(土)
場 所 八千代人権福祉センター (吉田・八千代地域)
参加者 48人 (うち男性9人)
②平成22年2月6日(土)
場 所 たかみや人権会館 (美土里・高宮地域)
参加者 42人 (うち男性13人)
③平成22年2月13日(土)
場 所 向原若者センター (甲田・向原地域)
参加者 103人 (うち男性23人)

【男女共同参画推進講演会】

1. 目 的 安芸高田市における男女共同参画を推進のため、市民、市職員、事業者の自己啓発の機会として、男女共同参画の現状を認識し、自己の意識変革を促すとともに、市民等が共通認識をもって男女共同参画の社会づくりを推進するため。(職員の研修を兼ねる)
2. 学習内容 リレー講座に同じ
3. 講 師 中国新聞社論説委員 石田信夫さん
4. テーマ 「問う女 聞けない男 ― 共同参画の足元 ―」
5. 日時等 平成22年3月16日(火)
場 所 クリスタルアージョ 小ホール
参加者 100人

【おとこのライフセミナー】

1. 目 的 男女共同参画において、男性の自己変革もきわめて重要であり、団体が企画された「おとこのライフセミナー」は、男性の自立にも通じる講座として共催実施する。
2. 学習内容 男性と女性、互いの違いを理解した中で男女共同参画の意識は向上するが、まず女性とのコミュニケーションをとり、互いを知り認め合う状況を作り出し、自らアピールし実践する能力を高める。
3. 講 師 結婚コンサルタント 大橋清朗 さん
4. テ ー マ 結婚のためのモチ講座
5. 日 時 等 ①平成 22 年 3 月 28 日(日)
場 所 クリスタルアージョ 小ホール
参加者 41 人

2 安芸高田市男女共同参画プランの施策の体系

《基本目標》 《施策の基本方向》 《具体的施策》

1 男女平等の意識づくり

- (1) あらゆる世代における男女平等の意識づくり
 - ① 広報・啓発の充実
- (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育、学校教育、社会教育の推進
 - ① 学校教育における男女平等の推進
 - ② 生涯学習における男女平等の推進
 - ③ 家庭等における男女平等の推進
- (3) 男女共同参画を人権問題の一つであると捉えた人権教育・啓発の推進
 - ① 人権教育・啓発の推進
 - ② 学習環境の充実
 - ③ 推進体制の充実
- (4) 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し、意識の改革
 - ① 広報・啓発活動の充実
 - ② 主体的な取り組みの支援
 - ③ 法律・制度の理解促進

2 とともに参画する社会づくり

- (1) 施策・方針決定の場への女性参画促進
 - ① 審議会等への女性の参画促進
 - ② 団体などへの女性登用の働きかけ促進
 - ③ 女性の人材登録の促進
- (2) 家庭・地域・企業等への男女共同参画の促進
 - ① 家庭での男女共同参画の推進
 - ② 地域活動への女性の参画促進
 - ③ 職場における男女平等の推進
- (3) 行政の男女共同参画推進の取り組み
 - ① 女性職員の職域拡大
 - ② 女性職員の管理、監督者への登用促進
 - ③ 女性職員の方針決定の場への参画促進

3 自立した生き方づくり

- (1) 自立の意識の確立をめざして

- ①男女の意識改革の推進
- ②女性の自立意識の向上
- (2)子育てをしやすい環境の整備
 - ①保育の充実
 - ②子育て支援体制の充実
 - ③児童の育成環境の整備
- (3)農山村における男女平等参画の推進
 - ①女性が活動しやすい環境づくりの推進
 - ②経済的地位向上と就業条件・環境整備
- (4)高齢者の主体的活動を支える条件整備
 - ①就労支援の充実
 - ②社会参画の推進
- (5)社会支援を必要とする女性(男性)のための支援
 - ①相談体制の充実
 - ②自立の支援

4 安心して暮らせるまちづくり

- (1)生涯を通じた健康づくり
 - ①健康づくりの推進
 - ②生命と性の尊重
- (2)生活安定のための条件整備
 - ①総合的な福祉サービスの充実
 - ②地域福祉活動の推進
 - ③福祉のまちづくりの推進
- (3)安全・安心のまちづくり
 - ①子どもの安全の確保
 - ②日常生活における安全の確保
 - ③災害時における安全の確保
- (4)若者が居住する環境づくりの促進
 - ①定住基盤の整備
 - ②定住を支える環境づくりの推進
- (5)女性に対する暴力の根絶と相談窓口の充実
 - ①女性に対する暴力の発生防止
 - ②セクシャルハラスメント防止対策充実
 - ③相談体制の充実

3 安芸高田市男女共同参画プランの施策の実施状況

(1) 男女平等の意識づくり

施策の基本方向	具体的施策	事務事業名	
(1) あらゆる世代における男女平等の意識づくり	①広報・啓発の充実		129 男女共同参画事業
	②情報提供・収集の充実		120 広報事業
		再掲	129 男女共同参画事業
(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育、学校教育、社会教育の推進	①学校教育における男女平等の推進		144 家庭教育事業
			168 人権教育推進事業
			169 体験活動推進事業
			170 キャリア教育推進事業
			177 人材育成事業
	②生涯学習における男女平等の推進		179 小・中学校管理運営事業
			138 高齢者大学開催事業
			139 市民セミナー開催事業
	③家庭等における男女平等の推進		142 その他教室・講座開催事業
		再掲	144 家庭教育事業
		151 幼稚園管理運営事業	
		299 保育所運営事業	
(3) 男女共同参画を人権問題の一つであると捉えた人権教育・啓発の推進	①人権教育・啓発の推進		221 人権啓発推進事業
	②学習環境の充実		216 啓発・広報活動事業(吉田)
			217 啓発・広報活動事業(八千代)
			218 啓発・広報活動事業(高宮)
			219 啓発・広報活動事業(甲田)
		再掲	221 人権啓発推進事業
	③推進体制の充実		238 総合相談事業(吉田)
			239 総合相談事業(八千代)
			240 総合相談事業(高宮)
			241 総合相談事業(甲田)
(4) 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し、意識の改革	①広報・啓発活動の充実	再掲	129 男女共同参画事業
	②主体的な取り組みの支援		227 人権啓発推進団体活動支援事業
	③法律・制度の理解促進		265 団体援助事務事業
			122 行政相談事業

1 男女平等の意識づくり

(1)あらゆる世代における男女平等の意識づくり

男女共同参画社会を実現するため、幼児期から高齢期までの全ての世代において、男女平等の意識づくりの啓発を推進するとともに、適正な情報の提供と収集に努め、男女共同参画の実現に向けた施策の充実を図ります。

① 広報・啓発の充実

- 固定的な役割分担意識を解消し、男女平等意識の浸透をはかるため、家庭・地域・職場における男女平等の意識啓発を促進します
- 啓発資料の作成や女性問題啓発イベント、講演会、セミナーの実施など啓発事業の充実を図ります

部	課	民生 生涯 学習	市民部	市民・市民・市民	対 象	目 的	内 容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画施策の視点での 評価
市民部	民生生涯学習課	129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・市民)	○市民・市民・市民	○男女平等の意識を、市民に広く浸透啓発するとともに、男女共同参画社会の実現をめざす	○啓発資料の作成・配布や啓発講演会・講座を開催することにより、市民の男女共同参画社会の意識高揚を図る	実績報告 講演等参加者数:784人	3,214	男女平等意識づくりの浸透を図るため、啓発講座やリレーイベントの開催、啓発資料の配布を行い啓発に努めたが、市民への周知のため広報やホームページを活用して啓発を図る必要がある。

② 情報提供・収集の充実

- 男女平等意識の啓発や女性問題への認識を深めるため、広報「あきたかた」をはじめ、女性問題啓発冊子の収集・作成・配布などを通じた情報提供の充実を図ります
- 男女共同参画についての地域における実情や困・件、他の自治体の取り組みなどの情報を収集し、住民に提供するとともに、本市における総合的かつ体系的な男女共同参画施策の展開に努めます。

部	課	民生 生涯 学習	市民部	市民・市民・市民	対 象	目 的	内 容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画施策の視点での 評価
総務企画部	企画課	120	広報事業	○広報紙:市民 ○ホームページ:市民、安芸高田市訪問者	○広報紙:市民 ○ホームページ:市民、安芸高田市訪問者	○市役所からの情報を正確に伝える。 ○活動を市民の活動を紹介すること、市民の元気を高める。 ○住民参加型の広報活動に取り組むことでまちづくりを身近に感じさせる。	○広報紙を年12回発行 ○ホームページを運営	広報年間発行部数:157200部 ホームページ更新件数:983件	5,175	広報紙では、大きな特集こそ組んでいないが、男女共同参画宣言都市の式典や、開催した講演会等を年間に渡り掲載し、市民の視線に男女がともに助け合う社会の重要性を伝えてきた。また十分とは言えないため、これからは、ホームページ・広報紙に記事掲載していく必要がある。
市民部	民生生涯学習課	129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・市民)	○市民・市民・市民	○男女平等の意識を、市民に広く浸透啓発するとともに、男女共同参画社会の実現をめざす	○啓発資料の作成・配布や啓発講演会・講座を開催することにより、市民の男女共同参画社会の意識高揚を図る	実績報告 講演等参加者数:784人	3,214	男女共同参画施策の展開のため、他の自治体などの取り組みを収集し、啓発講座やリレーイベントを開催したが、さらに情報の収集・提供の充実を図る必要がある。

(2)男女共同参画の視点に立った家庭教育、学校教育、社会教育の推進

男女平等の意識を広めるため、家庭や学校教育、生涯学習などにおける男女平等の視点に立った教育と学習の推進に努めるとともに、家庭・地域が相互に連携しながら日常的な啓発活動を推進します。

① 学校教育における男女平等の推進

- 基本的人権を尊重し、男女平等観を育む児童生徒一人ひとりを大切にしたい男女平等教育を推進します。
- 男女平等観に立った教材、副読本等を用いると共に、性別にとらわれず、個々の能力、適正を重視した進路指導を行います。
- 技術家庭科の必修など男女平等に基づいた学校づくりを推進します。
- 職場体験や体験活動などを通じて、男女平等への理解を深めるよう、各学校における特色のある体験学習の実施を推進します。
- 男女平等教育を推進していくため、教職員や保護者の向上に向けた取り組みの実施を図ります。
- PTA活動における男女共同参画を推進するため、男性や働いている女性の参加を促進します。

部	課	生涯 学習	市民部	市民・市民・市民	対 象	目 的	内 容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画施策の視点での 評価
教育委員会事務局	生涯学習課	144	家庭教育事業	○市内在住の子どもを持つ保護者	○市内在住の子どもを持つ保護者	○様々な視点から家庭教育の在り方を見直すきっかけづくりの場とする。また、地域・学校・家庭等が連携を持ちながら家庭教育を支援していく環境を整える	○家庭教育推進事業(講演会等の実施)	実績報告 参加者数:1350人 講座開催回数:24回	365	幼稚園・保育所・小学校・中学校等と連携し、男女共同参画の視点もふまえて、保護者を対象とした家庭教育力向上のための学習機会を提供した。

168	学校教 育推進 室	教育委 員会事 務局	人権教育推進事 業	○幼稚園・小・中学校の教職員 ○幼稚園・小・中学校の園児・児 童・生徒	○人権教育に関する教員の指 導力の向上 ○児童生徒の豊かな人権感覚 の育成	①教職員対象の人権教育研修 会の開催 ②指導主事等の学校訪問によ る指導	人権教育に係る研修会:3回 校内研修の実施校数:10校	0	人権研修実施により、児童生徒のみならず指導 する教職員の人権意識の精神を醸成すること で、男女共同参画意識の基盤を固めることがで きた。今後男女共同参画意識を高揚させる直接 的な研修を持つ必要がある。
169	学校教 育推進 室	教育委 員会事 務局	体験活動推進事 業	○幼稚園・小・中学校の教職員 ○幼稚園・小・中学校の園児・児 童・生徒	○指導力の向上 ○児童生徒の豊かな心の育成	○目的遂行に向けての全体整 備(補助金交付、バス借上げ、 研修会の実施) ○安芸高田少年自然の家を活 用した宿泊体験学習の実施	体験活動参加児童生徒数: 2419人	1,795	児童生徒の体験学習を通じ、男女平等意識の醸 成を図った。また、特色ある体験学習として安芸 高田少年自然の家を活用した宿泊体験学習を実 施した。
170	学校教 育推進 室	教育委 員会事 務局	キャリア教育推進 事業	○園・小・中学校の教職員 ○園・小・中学校の園児・児童・ 生徒	①園・小・中学校の教職員の進 路指導及びキャリア教育に関す る指導力を向上させる。 ②園児・児童・生徒の望ましい 職業観・勤労観を育む。	①市内小中学校の進路指導の 状況把握及び情報提供、児童 生徒の進路状況把握、キャリア 教育研修会、学校訪問による指 導 ②市内小中学校の進路指導の 状況把握及び情報提供、児童 生徒の進路状況把握、職業体 験学習の実施 ③市内園小中学校のキャリア教 育研修会の実施	中学生の職場体験学習の実施 延べ人数:1230人	0	児童生徒のキャリア教育を通じて性別にとらわ れず個々の能力、適性を重視した進路指導の性 差を図った。
177	学校教 育推進 室	教育委 員会事 務局	人材育成事業	○幼稚園、小・中学校教職員	○教職員の専門性の向上と職 能成長を図る。 ○管理職の学校経営力及び校 務運営能力を向上させる。	○管理職及び主任等の研修会 の実施 ○人権評価実施 ○各種教育研究団体への負担 金納付 ○校内研修講師謝金配当 ○教職員研修会参加費補助 金	研修会参加者数:240人 校内研修参加者数:244人 管理職研修参加者数:41人	2,668	男女平等教育を推進していくため研修会を推進 し、幼稚園、小中学校教職員の意識や資力の向 上を図った。
179	教育総 務課	教育委 員会事 務局	小・中学校管理運 営事業	○小学校13校・中学校6校	○市内小中学校の学校運営を 円滑に進めるとともに、適正な 予算執行を促進する。 ○限りある予算の中で、最善の 教育効果を実現するため、効率 の良い適正な予算執行に努め る。 ○事務所の直接管理と共同事 務室の業務性の向上のため に、予算執行体制の確立を図る	○学校運営上必要な経費を各 校に予算配当 ○適正な予算執行指導(学校 事務共同事務室及び各校事務 職員を対象とする) ○学校運営に関する要綱調整	児童・生徒数:2316人	109,598	人権尊重・男女平等に基づいた学校づくりを推進 している。また、学校、家庭、地域の連携と協力 による地域ぐるみの教育活動の充実を図り、地 域に開かれた学校づくりを推進している。

②生涯学習における男女平等の推進

- 男女平等の視点に立った教室・講座等各種事業の計画的な開催や住民が受講しやすい環境づくりにより、住民の自主グループ活動を支援します。
- 男女平等意識の高揚を図り、女性を取り巻くさまざまな問題について正しい理解と認識を深め、女性が主体的な生き方を選択できるよう、女性を対象とした学習機会と場の充実を図ります。
- 男性が、固定的な役割分担意識から脱却し、個人として自立して生活していくことができるよう、男性を対象とした男女平等の意識啓蒙、育児・料理・介護等の自立のための学習機会の場の充実を図ります。

部	課	事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	評価
教育委 員会事 務局	生涯学 習課	138 高齢者大学開 業	○安芸高田市の高齢者	○高齢者社会・最善社会の中 で、高齢者に学習機会を提供 し、学習を通して地域における 社会参加や社会貢献を促進す るとともに、健康で心豊かに人 生を送ることができている地域社会 づくりをめざす。	①実践生活に即した教養講座 ②研修(修学旅行) ③運動会 ④クラブ * (組立法令:社会教育法第5 条、第22条)	講座実施回数:50回 講座参加者人数:4878人	2,202	市内の六文化センター等でそれぞれ7回~12 回の講座を実施しているが、その中で最低1回は 男女共同参画に関わる講座を実施し、男女間の 互いの考え方の矛盾等について学習している。ま た、高齢者大学の運営に係る運営委員会に男女 双方参画し、役割分担を行い双方の意見を尊重 しながら実施している。

教育委員会事務局	生涯学習課	市民セミナー開催事業	139	市民セミナー開催事業	○安芸高田市の成人	○生涯学習の現代的な課題を中心に様々な学習機会の提供を行う。市民一人一人が生涯学習の観点に立ち、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることの奨励とする。	○地域のニーズ、社会の要請に応じた定期講座(相対法令、社会教育法第5条、第22条)	講座開催回数:17回	450	市内の六文化センター等でそれぞれの状況に応じて年3回程度実施している。住民のニーズに基づいた内容と社会的課題に関する内容等の学習機会を提供している。今後は、地域社会における男女間の関係の現状と課題等身近な問題について学習機会を設定する。
教育委員会事務局	生涯学習課	その他教室・講座開催事業	142	○安芸高田市の成人	○市民の多様なニーズや社会時代の変化に対応した学習機会を提供し、教育の向上、健康の増進、情操の陶冶、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。	○地域に根ざした特色ある教室・講座を開催する。(相対法令、社会教育法第5条、第22条)	開催回数:291回	381	381	字級、講座等興味、教養的学習において、活動内容で男女共同参画の視点を踏まえた学習は難しい部分があるので、字級、講座の運営等において、男女双方の意見を十分尊重しながら進めることを指導している。

③家庭等における男女平等の推進

- 家庭における男女平等の意識が推進されるよう、男女平等についての保護者への意識啓蒙・幼児教育・幼児教育についての講座の開催など学習機会の充実を図ります。
- 幼稚園・保育所における発達段階に応じた男女平等意識の啓蒙に努めます。

部署	課	事業	事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	評価
教育委員会事務局	生涯学習課	家庭教育事業	144	○市内在住の子どもの保護者	○様々な視点から家庭教育の在り方を整理し、子育ての場とすると共に、地域・学校・家庭等が連携を待ちながら家庭教育を支援していく環境を整える	○家庭教育推進事業(講演会等の実施)	参加者数:1353人 講座開催回数:24回	365	市内の子育て関係団体と連携し、男女共同参画の視点もふまえ、保護者等を対象とした家庭教育力向上のための学習機会を提供した。
教育委員会事務局	学校教員推進室	幼稚園管理運営事業	151	○吉田幼稚園児及び保護者	○幼稚園の運営に際し、人園・退園の整理や保育料の管理を円滑に実施する。 ○就学前教育を提供し、就学前の幼児の健やかな成長に資する	○人園及び退園通知の発行等 ○かかる書類事務 ○幼稚園保育料の徴収事務 ○幼稚園運営	入園総数:46人	5,330	幼稚園における「遊び」を中心とした教育課程の中で、発達段階に応じた男女平等意識の啓蒙に努めた。
福祉保健部	子育て支援課	保育所運営事業	239	○日中保育を受けることができ ない乳幼児及びその保護者	○保護者の就労等の支援を行うため希望する保育所へ希望する時期に入所できるように努める。	○保育所への入所の決定及び保育料の徴収等。公立保育所の施設管理と事務の調整。	入所乳幼児数:594人 定員数:810人	707,228	保護者の就労支援のため、乳幼児を保育所に入所させることにより、男女共同参画に努めた。

(3)男女共同参画を人権問題の一つであると捉えた人権教育・啓蒙の推進

男女共同参画は、人権問題の一つであるとの基本的認識に基づいて、男女共同参画の視点に基づいた人権に対する正しい理解と認識を深めるよう、関係機関との連携による人権教育・啓蒙の推進を図るなど、意識改革への取り組みを強化します。

①人権教育・啓蒙の推進

- 「人権尊重のまちづくり指針」に基づき、人権に対する正しい理解と認識を深められるよう、住民が主体的に人権問題に取り組める環境づくりを進め、人権教育・啓蒙の推進を図ります。

部署	課	事業	事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	評価
市民部	市民生活課	人権啓蒙推進事業	221	○広くすべての市民を対象とする	○日常生活の中で人権尊重の考え方を多くの人が理解し、誰もが豊かで暮らしやすい社会の実現を目指す。	○人権啓蒙強調期間である7月に人権講演会・人権啓蒙発表・人権パネル展示・映画上映を内容とした人権フェスティバルを開催 人権意識向上のリーダー養成として、人権啓蒙連係講座の開催	人権フェスティバル参加者数:1020人 人権啓蒙発表発表者数:2213人 人権啓蒙連係講座参加者数:603人	2,561	「人権尊重のまちづくり指針」に基づき、人権に対する正しい理解と認識を深められるよう、講演会・講座等開催し人権教育・啓蒙の推進を図った。女性の権利ホルトラインや子ども・高齢者・障がい者それぞれ別の専門人権電話相談所の案内を広報等で周知を図った。

②学習環境の充実

○ 学校・地域社会などにおける人権に対する学習機会の充実を図るため、講演会・講座の開催など多様な機会を提供するとともに、啓発資料の収集・作成・配付など、取り組みの充実を図ります。

部	課	再掲	事業	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	取組の充実を図るため、講演会・講座等を開催し、取り組みの充実を図った。
吉田人権会館			啓発・広報活動事業(吉田)	○吉田人権会館の管轄する吉田町の市民、ならびに企業、事業所、各種団体を対象とする。	○日常生活の中で、人権は身近なものであることの理解と意識を高め、お互いを認め合える関係を築き、暮らしやすい社会の実現を目指す。	○人権啓発は、基本意識の高さを呼びかけるものであり、繰り返し必要、断続的に街頭啓発や啓発資料の配付を行う。 ○集中啓発として7月の安芸高田市人権啓発強調月間と12月人権週間、参加しやすい啓発行事を実施する。 ○地域や職場で、人権意識高めの役割を担っている人権講座や研修会を実施する。	人権啓発紙配布数:15490枚 人権講演会参加者数:1400人 人権講座・研修会参加者数:437人	976	吉田地域の人権に対する学習機会の充実を図るため、講演会・講座等を開催し、取り組みの充実を図った。
八千代人権会館		217	啓発・広報活動事業(八千代)	○八千代人権福祉センターが管轄する八千代町の住民、並びに企業、事業所、各種団体に所属する市民を対象とする。	○日常生活の中で、人権は身近なものであることの理解と意識を高め、お互いを認め合える関係を築き、暮らしやすい社会の実現を目指す。 ○誰もが、活動へ参加することへの呼びかけ等に応じやすいよう多様な啓発方法を実施する。	○断続的な街頭啓発や啓発資料の配布を毎月行なう。 ○7月の安芸高田市人権啓発強調月間、12月の人権週間に合わせて参加しやすい啓発イベントを実施する。	人権啓発紙発行回数:12回 人権講演会参加者数:180人 人権啓発紙発行枚数:390枚	1,200	八千代地域の人権に対する学習機会の充実を図るため、講演会・講座等を開催し、取り組みの充実を図った。
たかみや人権会館		218	啓発・広報活動事業(高宮)	○たかみや人権会館の管轄する高宮町の住民、並びに事業所、各種団体を対象とする。	○日常生活の中で人権尊重の考えを多くの人が理解し、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指す。	○各種人権講演会やパネル展イベントを開催し、人権意識の高揚を図る。 ○集中啓発として12月の人権週間を実施。[各種団体と連携、人権フェスティバルなどを設け、人権意識の高揚を図る。]	人権講演会参加者数:89人 人権講座・研修会参加者数:235人 街頭啓発・啓発誌配布数:428人	1,975	高宮地域の人権に対する学習機会の充実を図るため、講演会・講座等を開催し、取り組みの充実を図った。
甲田人権会館		219	啓発・広報活動事業(甲田)	○甲田地域の市民及び企業、事業所、各種団体	○人権課題解決のため、基本的人権の尊重と人権意識の向上を図り、一人ひとりが人権問題に関心をもち、自ら問題として考え行動する。もって、差別のない、人・種く安芸高田市の実現を目指す。	○啓発広報紙の全戸配布(金曜日より、チラシ)を行う。啓発物の設置及び広報紙活動。人権パネル展を開催する。 ○啓発推進月間として、7月人権啓発強調月間講演会、12月人権週間記念講演会、3月人権のまちづくり講座を開催して集中啓発を行う。	人権講演会等参加者数:540人 人権啓発紙配布数:10000枚 人権パネル展参加者数:267人	1,908	①講演会の司会と受付については、女性会に話しかけている。実際にやってみようとしている。②会館により講演会等の報告をするが、女性の感想意見を載せるようにしている。
市民部	市民生活課	再掲	221 人権啓発推進事業	○広くすべての市民を対象とする	○日常生活の中で人権尊重の考え方を多くの人が理解し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指す。	○人権啓発強調月間である7月に人権講演会・人権意識啓発・人権パネル展示・映画上映を内容とした人権フェスティバルを開催 ○人権意識向上のリーダー養成として、人権啓発連統講座の開催	人権フェスティバル参加者数:1020人 人権啓発連統講座参加者数:2213人 人権啓発連統講座参加者数:603人	2,561	地域社会などにおける人権に対する学習機会の充実を図るため、講演会等を開催したが、他の講演会等行事と重複する課題がある。

③推進体制の充実

○男女共同参画の視点に立った人権教育・啓発を総合的に推進していくため、関係各課の連携を強化するとともに、人権問題に対する適切な対応ができるよう、相談事業や職員研修の充実を図ります。

部	課	専任職員	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画推進の視点での評価
吉田人権会館		238	総合相談事業(吉田)	〇悩みを持つ市民	〇相談しやすい各種相談会の実施と、相談担当者の資質向上研修を行い、相談の適正指導を行うことで、早期解決を目指す	〇悩みを持つ市民に、専門の相談員複数により定期総合相談を開催し、専門性を発揮して助言や、悩みを取り除く	巡回相談受付件数:522件 総合相談会受付件数:35件 相談員研修への参加者数:50人	2,585	吉田地区の人権に対する適切な対応ができるよう、関係機関との連携を図り、相談事業や職員研修の充実を図った。
八千代人権福祉センター		239	総合相談事業(八千代)	〇悩みを持つ市民・相談を受け手担当者	〇相談しやすい各種相談会の実施と、相談担当者の資質向上研修を行い、相談内容に対して適正な指導を行うことで、悩み事の早期解決を目指す。	〇来館が難しい市民に対して出向いての対応や、来館相談者に対して職員が対応する。	巡回相談:51回 一般相談:52回	600	八千代地区の人権に対する適切な対応ができるよう、関係機関との連携を図り、相談事業や職員研修の充実を図った。
たかみや人権会館		240	総合相談事業(高宮)	〇各種問題の悩みを持つ市民	〇悩みを聞いてその解決方法の助言や悩みを取り除く	〇地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じた適切な助言指導を行う。 〇職員・相談員の資質向上のための各種研修(相談員連絡会)	巡回相談件数:48件 一般相談件数:205件 相談員研修回数:20回	2,798	高宮地域の人権に対する適切な対応ができるよう、関係機関との連携を図り、相談事業や職員研修の充実を図った。
甲田人権会館		241	総合相談事業(甲田)	〇悩みを持つ市民及び担当者	〇開設相談や訪宅相談を行い、悩みごとを聞きながら解決方法の助言や指導を行うことで早期解決を目指す。 〇各種研修会に参加し担当者の資質向上を目指す。	〇生活上の問題に悩みを持つ市民の来館相談、訪宅相談を行い解決方法の助言や悩みを取り除く。 〇相談しやすい、出張営業と職員・研修やケース会議を行う。 〇相談内容に応じて専門機関、関係機関と連携、協議を行う。	地味巡回相談件数:65件 一般相談件数:1,526件 相談員研修回数:13回	2,092	相談員は女性なので、女性の相談しやすい環境になっている。 相談員は各種研修会に出席し、資質向上を図る。

(4)男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し、意識の改革

社会制度や地域社会の慣行にとらわれないことなく、男女共同参画の視点に立って、ものごとを正しく判断し、実践していくよう、住民一人ひとりが地域社会における意識改革を促進します。

①広報・啓発活動の充実

○広報・啓発を積極的に展開し、生涯学習や日常的地域活動を通じた男女共同参画の視点に基づいた社会制度の定着や慣行の見直しを推進します。

部	課	専任職員	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画推進の視点での評価
市民生活課		129	男女共同参画事業	〇すべての市民(市・市民・事業者)	〇男女平等の意識を、市民に広く浸透啓発するとともに、男女共同参画社会の実現をめざす	啓発資料の作成、配布や啓発講演会、講座を開催することにより、市民の男女共同参画社会の意識高揚を図る	講演等参加者数:784人	3,214	啓発講座やイベントを開催し、男女共同参画の視点に基づいた社会制度の定着や慣行の見直しについての啓発活動を推進したが、さらに啓発を図る必要がある。

②主体的な取り組みの支援

○男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しに向けて、関係等への要望していくとともに、身近な地域社会における社会制度、慣行についての点検・見直しについての住民の主体的な取り組みを支援します。

部	課	専任職員	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画推進の視点での評価
市民生活課		227	人権啓発推進団体活動支援事業	〇人権啓発推進団体	〇自主活動の活性化を図る	〇人権啓発活動団体や女性団体への活動費の一部補助を行う。 〇各団体の活動内容 ①市民を対象とした同和問題等の連続講座開催。 ②市民を対象とした人権講演会・地域学習会を開催。 ③人権機関に係る啓発活動(人権の花運動等)。 ④会員を対象とした各種研修会への参加。など	活動支援団体数:6団体	5,948	女性連合会等への活動支援を行い、市民の主体的な取り組みを支援した。

③法律・制度の理解促進

○男女共同参画に基づく法律・制度について、正しい理解が深まるよう、普及啓蒙に努めるとともに、人権が侵害された場合に行政相談や人格権保護機関等の積極的な活用を促進します。

部	課	事業名	実施期間	実施回数	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画施策の視点での評価
総務企画部	総務課	122 行政相談事業			○市民、行政相談委員	○国の行政機関に関する要望や意見などの相談業務を行う行政相談委員との連携を図る	○相談日の調整と広報、啓蒙 ○1日総合相談の開設	相談件数:28件	0	行政相談委員として女性を1名選任し、女性の相談を受けやすくなる環境の推進に努めた。
福祉保健部	福祉課	265 社会福祉団体援助事業			○安芸高田地区保護司会員並びに遺族会・原爆被害者委員会	○青少年の非行防止と犯罪防止運動の推進 ○原爆被害者間の医療・福祉の向上を図るための講演活動と、原爆死没者へ対する慰霊として核廃絶を目指す活動を支援する。 ○被災者の配置と遺族間の相互扶助等、遺族連合会活動を支援することを目的とする。	○安芸高田地区保護司会・原爆被害者連絡対策協議会及び遺族連合会に対して補助金を交付する	安芸高田地区保護司会会員数:21人 遺族連合会会員数:261人 原爆被害者対策連絡協議会員数:1,839人	1,073	男女共同参画の視点に立ち、法律や制度を理解できるよう各補助団体と連携を図った。

(2) ともに参画する社会づくり

施策の基本方向	具体的施策	事務事業名	
(1) 施策・方針決定の場への女性参画促進	① 審議会等への女性の参画促進		124 地域振興支援事業
		再掲	129 男女共同参画事業
	② 団体などへの女性登用の働きかけ促進		264 社会福祉協議会事業援助事業
			381 農業生産者組織育成事業
	③ 女性の人材登録の促進	再掲	129 男女共同参画事業
(2) 家庭・地域・企業等への男女共同参画の促進	① 家庭での男女共同参画の推進	再掲	129 男女共同参画事業
	② 地域活動への女性の参画促進	再掲	124 地域振興支援事業
		再掲	227 人権啓発推進団体活動支援事業
	③ 職場における男女平等の推進	再掲	129 男女共同参画事業
			382 担い手育成事業
		再掲	396 商工業団体支援事業
(3) 行政の男女共同参画推進の取り組み	① 女性職員の職域拡大		439 職員人事管理事業
	② 女性職員の管理、監督者への登用促進	再掲	439 職員人事管理事業
	③ 女性職員の方針決定の場への参画促進	再掲	439 職員人事管理事業

2 ともに参画する社会づくり

(1) 施策・方針決定の場への女性参画促進

男女双方の視点に立ったもの見方や考え方を政策・方針に反映していくよう、各種委員会や審議会、その他の施策・方針決定の場、行政管理職員、企業などいろいろな組織、機関などあらゆる分野での積極的な女性の参加促進を図ります。

① 審議会等への女性の参画促進

○ 各種審議会、委員会等への女性の参画を積極的に行い、女性委員の占める割合の向上に努めるとともに、審議会等の性格を考慮しながら女性委員の定数化の導入を検討します。

部	課	再募集	専務事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画施策の視点での評価
総務企画部	まちづくり支援課	124	地域振興支援事業	○まちづくりや住民自治などの活動を行っている活動団体や市民。	○まちづくりや住民自治などの活動を通じて、個性と魅力ある地域づくりを推進するための活発な地域振興活動と、安心して継続できるような支援する	○地域振興助成、コミュニティ助成、地域イベント助成による財政的支援 ○まちづくり支援センターや各地域振興担当課による相談、指導助言などの人的支援 ○活動中の事故を補償するためのまちづくりサポーター保険	活動助成事業実施総額数:31 組織 地域イベント開催回数:5回 コミュニティ助成件数:5件 地域活動中の事故件数:5件	59,286	住民と行政による協働のまちづくりを推進していくため、地域振興会等への女性の参加を促進するための支援を行った。
市民部	市民生活課	129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業者)	○男女平等の意識を、市民に広く浸透させるとともに、男女共同参画社会の実現をめざす	啓発資料の作成・配布や啓発講演会・講座を開催することにより、市民の男女共同参画社会の意識高揚を図る	講座等参加者数:784人	3,214	各種審議会、委員会等への女性の参画を積極的に推進するよう努めた。審議会等の性格を考慮した女性委員の定数化の導入については検討中。

② 団体などへの女性参画の働きかけ促進

○ JA、商工会、社会福祉協議会など地域における各種団体・組織及び企業において、積極的に女性を参画するよう働きかけます。

部	課	再募集	専務事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画施策の視点での評価
福祉保健部	社会福祉課	264	社会福祉協議会事業支援事業	○安芸高田市社会福祉協議会と、それを母体としてボランティア活動に参加したい、ボランティアを必要とする市民。	○安芸高田市社会福祉協議会の健全な運営と、事業の円滑な進捗を推進するとともに、ボランティアセンター(安芸高田市社会福祉協議会)に設置された、ボランティアセンターを中核として、地域において多様な地域福祉活動が実施される状態とします。また大規模災害が発生した場合は、災害応援等市取組の連絡、連携の要として活動する。	○地球福祉の推進として公共性・公益性の高い事業を行う。安芸高田市(福祉保健部)と安芸高田市社会福祉協議会とを定期的に協議を推進し、各種福祉事業について、統一的な行動が行えるよう調整する。ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たす。ボランティアの登録、相談、支援コーディネート、ボランティア養成講座の開催、各種ボランティア活動の実施を行う。	ボランティア延べ活動回数:805回 4,067人 社会福祉事業調整協議会開催回数:3回 ボランティアセンター登録者数:68団体 820人	67,176	安芸高田市社協の理事・監事は18名以内3名(16.7%)が、評議員31名のうち12名(38.7%)が女性である。今後とも女性の参画率の向上を目指すよう働きかけを行う予定である。
産業振興部	産業育成課	381	農業生産者組織育成事業	○農協の生産者部会に加入する農業者	○生産技術の向上による産地拡大と経営安定のための生産者組織の活性化を図る。	○農協の生産者部会の活動助成	補助金申請団体数:4団体	980	農協に対して、女性参画拡大の働きかけを行った。

市民部	市民生活課	再掲	227	人権啓発推進団体活動支援事業	○人権啓発推進団体 ○自主活動の活性化を図る	○人権啓発活動団体や女性団体への活動の一助を促す。 ○各団体の活動内容 ①市民を対象とした向和問題等の連続講座開催。②市民を対象とした人権講演会・地域学習会を開催。③人権相談に係る啓発活動(人権の花運動等)。④会員を対象とした各種研修会への参加。など	活動支援団体数:6団体	5,948	人権啓発推進団体に対し、地域活動への女性の参画を促進するよう支援を行った。
-----	-------	----	-----	----------------	---------------------------	--	-------------	-------	---------------------------------------

③職場における男女平等の推進

○多様な働き方への支援

●農業に携わる女性組織の活動を支援するとともに、就労環境の改善に向けた意識啓発など条件整備を促進します。

●自営業を営む女性や事業の共同経営者のネットワークづくりを促進し、情報交換などを通じて能力の向上や事業の活性化を促進します。

●生活体験や地域活動、農業などを通じて生まれた共同事業や起業を支援し、多様な働く場を創出し、情報や交流の場を提供し、ビジネスチャンスの拡大を図ります。

部	課	再掲	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	取組の概要
市民部	市民生活課	再掲	129 男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業者)	○男女平等の意識を、市民に広く浸透啓発するとともに、男女共同参画社会の実現をめざす	啓発資料の作成・配布や啓発講演会、講座を開催することにより、市民の男女共同参画社会の意識高揚を図る	講座等参加者数:784人	3,214	男女の機会均等の確保・待遇の改善、女性の職能能力開発と就労支援を関係機関で行われているが、市独自の啓発はできなかった。
産業振興部	地域営農課	再掲	382 担い手育成事業	○認定農業者等担い手農家 ○農業従事者農家 ○アグリファーズ出荷野菜生産農家	○職業として自立できる農家の育成 ○農業者、法人の経営改善計画の認定 ○意欲的な農業者の育成	○研修会や情報提供・農業資金の利子補給助成・共同利用機械の整備・経営構造対策事業等の担い手育成のための国県事業の活用・就農奨励金等による新たな担い手の掘り起こし(基礎コース、実践コース)	利子補給件数:50件 経営改善計画認定数:15件 就農奨励金回数:20		経営改善支援や認定農業者等に情報や交流の場を提供し、ビジネスチャンスの拡大などに努めた。
産業振興部	商工業課	再掲	396 商工業団体支援事業	○愛媛県商工会(市内の商工業者) ※H19年4月合併	○本市の地域経済団体である商工会が、その機能を活用し、市内商工業者の経営の改善を図ることを目的として、市内商工業者の経営基盤の充実を図り、もって本市経済の健全な発展に寄与する。	○経営改善普及事業一経営指導員(7名)による経営相談窓口巡回・個別・集団指導の実施(金融・税務・経理・一般・経営革新・労働・取引・情報化等) ○地域総合振興事業一組織拡充強化活動・青年部、女性部活動・情報サイト運営事業・産業活動支援センター運営事業等 ○青色申告会・労働保険事務・経理事務等事業主の事務代行等	経営指導件数:3973件 講習会受講人数:1420人 金融のあっせん件数:84件	33,485	働く場の創出など、商工会の会員の中で働きかけをお願いした。

(3) 自立した生き方づくり

施策の基本方向	具体的施策	事務事業名		
(1) 自立の意識の確立をめざして	①男女の意識改革の推進	再掲	129	男女共同参画事業
	②女性の自立意識の向上	再掲	129	男女共同参画事業
(2) 子育てをしやすい環境の整備	①保育の充実	再掲	299	保育所運営事業
			300	私立保育園事業
			301	保育所施設整備事業
	②子育て支援体制の充実	再掲	144	家庭教育事業
			306	ファミリーサポートセンター事業
			308	子育て支援等相談事業
	③児童の育成環境の整備	再掲	305	児童館・児童クラブ事業
		再掲	306	ファミリーサポートセンター事業
			307	育児支援家庭訪問事業
(3) 農山村における男女平等参画の推進	①女性が活動しやすい環境づくりの推進		284	家族介護支援事業
		再掲	299	保育所運営事業
			379	農業経営体制整備事業
	②経済的地位向上と就業条件・環境整備		373	農業委員会運営事業
			377	農業振興推進体制整備事業
		再掲	379	農業経営体制整備事業
(4) 高齢者の主体的活動を支える条件整備	①就労支援の充実		296	シルバー人材センター助成事業
		再掲	382	担い手育成事業
	②社会参画の推進	再掲	206	スポーツ教室・大会等開催事業
			295	老人クラブ連合会助成事業
			287	高齢者福祉相談事業(高齢者福祉課)
(5) 社会支援を必要とする女性(男性)のための支援	①相談体制の充実		288	高齢者福祉相談事業(高齢者支援室)
			312	相談指導事業
			320	生活保護総務事業
			323	母子自立支援事業
	②自立の支援		281	介護予防事業(高齢者支援室)
			317	地域生活支援事業
			321	生活保護扶助事業
			322	ひとり親家庭等医療公費負担事業

3 自立した生き方づくり

(1) 自立の意識の確立をめざして

男女が、お互いに一人の人間として、自らの意思で、人生や生き方を選択し、決定することが尊重され、また、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を図ります。

① 男女の意識改革の推進

○ 男女平等を原則に、互いの性を尊重しつつ、一人の人間として自立して生活していくことができるよう、男女共同参画についての意識啓発の充実を図ります。

○ 女性や男性が家事・育児・介護において、均等の取れた分担のもとで、それぞれが人生を豊かに生きることができるよう、男女平等の視点に立った意識改革を推進します。

部	課	担当	専攻事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画施策の重点での評価
市民部	市民生活課	再掲	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業者)	○男女平等の意識を、市民に広く啓発するとともに、男女共同参画社会の実現をめざす	啓発資料の作成・配布や啓発講座・講座を開催することにより、市民の男女共同参画社会の意識高揚を図る	講座等参加者数:784人	3,214	男女平等を原則に、互いの性を尊重しつつ、一人の人間として自立して生活していくことができるよう、男女共同参画についての意識啓発、意識改革に努めた。

② 女性の自立意識の向上

○ 女性が一人の人間として、自立していくことができるよう、女性を取り巻く問題や主体的な生き方についての情報、学習の機会を提供し、女性自身の自立意識の高揚を図るとともに、女性の自立に向けた主体的な取組を支援します。

○ 妊娠や出産について女性が自己決定できる権利について、女性が基本的な権利として認識するよう、情報提供や広報活動の充実を図ります。

部	課	担当	専攻事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画施策の重点での評価
市民部	市民生活課	再掲	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業者)	○男女平等の意識を、市民に広く啓発するとともに、男女共同参画社会の実現をめざす	啓発資料の作成・配布や啓発講座・講座を開催することにより、市民の男女共同参画社会の意識高揚を図る	講座等参加者数:784人	3,214	啓発講座や人権講座などで、女性の自立意識の向上のための情報提供に努めた。

(2) 子育てしやすい環境の整備

男女ともに、それぞれの生活が自立でき、子育てをしやすい社会にしていけるため、多様なニーズに応えた保育内容の充実を進めるとともに、子育てに関する情報や学習機会の提供、保護者の交流などを促進し、地域全体での子育て支援の充実を図ります。

① 保育の充実

○ 多様な保育需要に対応し、低年齢時保育、乳児保育、延長保育等保育サービス全体の充実を図ります。

○ 保育所の老朽化に対応し、施設、整備の改修等安全で快適な保育環境の確保に努めます。

部	課	担当	専攻事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画施策の重点での評価
福祉保健部	子育て支援課	再掲	保育所運営事業	○日中保育を受けることができない乳幼児及びその保護者	○保護者の就労等の支援を行うため希望する保育所へ希望する時期に入所できるように努める。	○保育所への入通所の決定及び保育料の賦課徴収。公立保育所の施設の維持管理と事務の調整。	入所乳幼児数:594人 定員数:810人	707,228	保護者の就労支援のため、乳幼児を保育所に入所させることにより、男女共同参画に努めた。
福祉保健部	子育て支援課	300	私立保育園事業	○私立保育所に通う乳幼児及びその保護者	○保護者の就労等の支援を行うため希望する保育所へ希望する時期に入所できるように努める。	○措置委託料、補助金(延長保育・職員研修)の支払 ○支弁台帳の作成と園児への補助金申請。	乳幼児数:266人 定員数:240人	238,570	保護者の就労支援のため、乳幼児を保育所に入所させることにより、男女共同参画に努めた。
福祉保健部	子育て支援課	301	保育所施設整備事業	○宮城県市内3歳未満児童(日中保育を受けることができない乳幼児及びその保護者)	○宮城県市内3歳未満児童(日中保育を受けることができない乳幼児及びその保護者)の解消	○同原こぼと園の新築	指定管理・運営事務:1件		修繕等を行い、環境整備に努めた。

②子育て支援体制の充実

- 総合文化保健福祉施設の整備に伴い、子育て支援センターを設け、保育所等の連携を図りながら、保育に関する専門的な知識の提供や育児相談の提供など、施設整備を活かした支援体制の充実を図ります。
- 子育てサークルの育成や活動支援を推進するとともに、保護者同士の交流の機会と場の提供を図ります。
- 地域のコミュニティを活用し、ファミリーサポート事業の実施を推進します。
- 男性のための育児教室や子育て講座の開催、講演会など、生涯学習における子育て支援のための事業の充実を図るとともに、男女の幅広い参加を促進します。

部署	課	再掲	専任員数	専任事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画推進の観点での評価
福祉保健部	子育て支援課		308	子育て支援等相談センター事業	○ 育児相談(18歳未満) ○ 諸問題を抱える児童(18歳未満)	○ 学校、児童相談所、民生委員、児童委員など関係機関と連携した相談支援体制により児童を取り巻く諸問題に適切に対応し、児童を健全に育成する。	○ 家庭児童相談事業 ○ 子育て支援相談事業	相談件数: 82件 相談回数: 568回	4,560	家庭における適正な児童養育など家庭児童福祉向上を図るため、相談対応や助言指導を行った。
福祉保健部	子育て支援課		306	ファミリーサポートセンター事業	○ 育児支援が必要と認められる世帯 ○ 小学校3年生までの子どもとその保護者(購置等のある子どもの場合)は中学3年生まで)	○ 子育て中の保護者の負担軽減 ○ 家庭的なサポートによる子どもへの健全育成 ○ 保護者の希望に応じて、保育所児童クラブ等開始前や終了後、子どもの預かりを行う。預かりは提供委員の家で行い、家庭的な雰囲気の中で子どもを見守り交差し、子育ての知恵を伝えたり子どもの成長とともに見守る体制を作る	○ 子どもを預かってほしい依頼会員と子どもを預かるボランティアを希望する提供委員を登録 ○ 依頼委員の希望に応じて、保育所児童クラブ等開始前や終了後、子どもの預かりを行う。預かりは提供委員の家で行い、家庭的な雰囲気の中で子どもを見守り交差し、子育ての知恵を伝えたり子どもの成長とともに見守る体制を作る	提供会員登録数: 64人 依頼会員登録数: 87人 利用回数: 505回 利用時間数: 568時間	2,875	育児支援の必要な世帯をボランティアによって支援することで就労しやすい環境の整備を図った。
教育委員会事務局	生涯学習課		144	家庭教育事業	○ 市内在住の子どもを持つ保護者	○ 様々な視点から家庭教育の在り方を見直すべききっかけづくりの場とする ○ 共に、地域、学校、家庭等が連携を持ちながら家庭教育を支援していく環境を整える	○ 家庭教育推進事業(講演会等の実施)	参加者数: 1353人 講座開催回数: 24回	365	幼稚園・保育所・小学校・中学校等と連携し、男女共同参画の視点もふまえ、保護者を対象とした家庭教育力向上のための学習機会を提供した。

③児童の育成環境の整備

- 児童が放課後、安全に過ごすことができるよう、児童館や児童クラブの運営の充実を図ります。
- 身近な地域社会の中で、幼児や児童が安全で快適に活動することのできる子育てにやさしいまちづくりを推進します。
- 地域のコミュニティを活用し、ファミリーサポート事業の実施を推進します。

部署	課	再掲	専任員数	専任事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画推進の観点での評価
福祉保健部	子育て支援課		305	児童館・児童クラブ事業	○ 児童(小学生) ○ 保護者が労働等により長時間家庭にいない児童(小学生)	○ 健全な遊びを促して、健康を増進するとともに、情操を豊かにし、健全育成を図る。 ○ 生活指導を行い、健全育成を図る。	○ 健全な遊びの指導、クラブ活動及びレクリエーションに関する指導。 ○ 健康管理、安全確保及び情緒の安定に資する活動。 ○ 児童館3館、児童クラブ10クラブ運営。	児童館入館者数: 151人 児童クラブ入会者数: 407人 負担金徴収・受付事務: 558人	58,030	放課後、児童を預かることで保護者の就労支援をし、男女共同参画に努めた。

②経済的地位向上と就業条件・環境整備

○ 農業経営における女性の経営上の地位向上を図り、農業の振興を推進していくため、家族経営協定の促進、農業経営協定の強化を推進し、女性の就業上の地位の明確化を推進します。
 ○ 女性を農業経営者として育成していくため、JA・関係機関と連携し、各種研修や講習など多様な情報や学習機会を提供いたします。
 ○ 6次産業化など地域の特性を活かした新規産業への女性の取組を支援するとともに、農林業、商工業、観光など異業種に就業する女性相互の交流を促進し、就業環境の向上を図ります。

部	課	再	種	事業	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画施策の観点での評価
農業委員会事務局	地域営農課		再	373 農業委員会運営事業	○ 農業に携わりをもっている者 ○ 農地の各種権利関係等を設定しようとする者 ○ 農地を転用しようとする者	○ 農業生産力の発展及び農業経営者の合理化を図り、農家の地位向上に寄与する。	○ 農法第3条に基づき農地の所有権移転、第4条に基づく農地の転用、第5条に基づく農地の転用と所有権移転にかかる審査及び許可証の発行・非農地の証明・農業用施設用及び農地改良届の受理・農業経営者強化促進法の認定 ○ 農業委員数 36名(農地委員 19人、農政委員 17人)	農地法許可申請件数:179件 利用権設定面積:3,486,776㎡ 新規設定面積 1,842,389㎡ 再設定面積 1,644,437㎡ 農家相談件数:29件 農地ハローコール実施回数:4回 広報「農業委員会だより」発行回数:2回 農地の利用権設定率:24.66% 延べ利用権設定面積 1,284ha/ 農地面積 5,207ha 広報「農業委員会だより」発行部数:12500部	15,480	農業経営者において、女性の地位向上を旨とするものも、女性農業者の老後の生活の安定と福祉の向上を図るため、加入者数に影響されにくい長期的に安定した農業年金の加入促進に努めた。
産業振興部	地域営農課		再	377 農業振興推進体制整備事業	○市、農協、公社、農委、県の関係機関や担当職員、市内の農業者	○ 担当職が職務に必要な知識等を身につけ、市の農業振興の方向性を検討し、市民に理解をしてもらう	○ 研修会等へ参加及び関係機関との会議・連絡調整を密にする。 ○市、農協、農委、農会、西部農業技術指導所等で構成する安芸高田市農業協同協議会を定期的に開催。	協議会開催回数:4回 協議会部会、運営委員会開催回数:12回 支所担当課との打合せ会議回数:3回	248	女性農業経営者の育成も含め、関係機関と連携を図り、研修会等を開催し推進を図った。
産業振興部	地域営農課		再	379 農業経営体調整備事業	○地域農業集団 ○認定農業者等農業生産者	○ 担い手と集落の役割分担と持続可能な農業生産体制の整備	○ 研修会情報提供や農業推進班長の設置 ○ 集落等での盛談会への出席 ○ 地域営農支援事業(担い手農家、営農集団等の規模拡大のためのリーダー研修、市単独事業)	農業推進班設置人数:446人 集落営農圏区化検討組織数:11組織 地域営農支援事業実施件数10件 地域農業集団研修会開催回数:32回	49,739	地域農業集団等の農業経営研修会を行い、女性の経営上の地位の向上を推進した。
産業振興部	地域営農課		再	386 特産振興・都市農村交流促進事業	○特産品生産者。 ○都市農村交流施設利用者。	○ 特産品の振興と都市農村交流の促進による農家経済の安定化を図る。 ○ 食の安全・安心を確保するとともに、地産地消を推進するため特別栽培農産物認証制度の充実を図る。 (産直フェアなど4か所にて開催)	○ 特別栽培農産物の認証。 ○ 都市農村交流施設におけるイベント開催、販売等の活動に対する支援。(広報活動:新聞折込など) ○ 市内4か所にある農産物の加工・販売施設の管理運営	指定管理施設数:0件 認証制度の利用件数:6件 都市農村交流施設でのイベント数:40件 施設での特産品販売総額:378059 認証農産物産品の累積数:30件	21,734	特産振興・都市農村交流促進事業を展開し、農業に就業する女性相互の交流を促進し、就業環境の向上を図った。

(4)高齢者の主体的活動を支える条件整備

高齢者が地域社会において、主体的に生活していくことができるよう、高齢者の意欲と能力に応じた就業機会の確保を図ります。また、学習機会を拡充し、社会参画と生活の安定を図ります。

①就労支援の充実

- 高齢者の豊かな経験や知識を活かし、多様な就業の場を提供するため、シルバー人材センターの組織の充実を促進し、事業の拡充を図ります。
- 団塊世代の定年退職者を支援する体制の整備を推進し、シルバーセンターを促進するとともに、高齢者のパワーを活用した地域の活性化を図ります。

部 課	事業名	事務事業名	対 象	目 的	内 容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画施策の観点での 評価
福祉部 福祉課	高齢者福祉課	シルバー人材センター定年退職者等のシルバー人材センター会員。	○ 60歳以上で定年退職者等のシルバー人材センター会員。	○ 就業の場を通じて地域社会への貢献と自らの健康づくり、生きがいの充実が図れる環境づくりを支援する。	○ 臨時的就業機会を確保し、継続的に就業する高齢者のために、就業機会を確保し、継続的に就業する。また、無料の職業紹介事業を行い、就業に必要となる知識及び技能の付与を目的とした講習を行なう。その他就業を希望する高齢者のための充実に努める。また、無料の職業紹介事業を行い、就業に必要となる知識及び技能の付与を目的とした講習を行なう。その他就業を希望する高齢者のための充実に努める。	シルバー人材センター会員数: 344人 受注件数: 2591件 就業実人数: 351人 就業予定人数: 24802人	31,750	高齢者の豊かな経験や知識を活かし、多様な就業の場を提供するため、シルバー人材センターに支援を行った。
産業振興部	地域営農課	382 担い手育成事業	○ 認定農業者等担い手農家 ○ 農業振興基金利用農家 ○ アグリワーズ出荷野菜生産農家	○ 職業として自立できる農家の育成 ○ 農業者・法人の経営改善計画の認定 ○ 意欲的な農業者の育成	○ 研修会や情報提供・農業資金の利子補給助成・共同利用機材の整備・経営構造改善事業等の担い手育成のための農業事業の活用・就業基盤整備等による新たな担い手の掘り起こし(基礎コース、実践コース)	利子補給件数: 50件 経営改善計画認定数: 15件 就業基盤整備回数: 20		研修会や情報提供を行い、認定農業者等担い手農家の就業や起業を支援した。

②社会参画の推進

- 高齢者が社会で自立した一員として、生きがいを持って生活できるよう、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動、世代間交流など多様な機会と場の提供を図ります。
- 老人クラブ活動の活性化を促進するとともに、定年後における多様な分野での新たな視点から社会参加を促進します。

部 課	事業名	事務事業名	対 象	目 的	内 容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画施策の観点での 評価
教育委員会事務局	文化・スポーツ振興課	スポーツ教室・大会等開催事業	○ 市民	○ 市民の体方向上、健康増進、スポーツ技術の向上、スポーツによる交流の促進。	○ スポーツ教室の開催 ○ スポーツ教室講師の招聘 ○ スポーツ大会の開催	教室等開催数: 24回	2,272	高齢者が社会で自立した一員として、健康を維持し生きがいを持って生活できるようスポーツ教室を開催し、世代間交流など多様な機会と場の提供を図った。
福祉部 福祉課	高齢者福祉課	老人クラブ連合会	○ 地域を基盤とした健康づくり、高齢者の支え合い、社会参画等を目的とした高齢者の自主的な団体老人クラブ連合会の会員。	○ 活動の充実を図り、高齢者が長年築いてきた豊かな経験と知識を持って、可能な限り住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らす高齢者を増やすため、老人クラブの取組を促進、支援する。	○ 老人クラブ連合会に補助金を交付し、連合会が地域の連合会に補助金の配分を行い、地域の連合会はその補助金を単位老人クラブ活動に配分している。老人クラブ活動は友誼活動、奉仕活動、健康活動、学習活動、生きがい活動が主なもので連合会、単位クラブで連携し実施している。	老人クラブ連合会会員数: 4403人 単位老人クラブ数: 92クラブ 活動開催数: 2857回 出席延人数: 32374人	6,800	高齢者の社会参加や高齢者の地域貢献推進のため、老人クラブ連合会への支援を行い、老人クラブ活動の活性化を促進した。

(5) 社会支援を必要とする女性(男性)のための支援

ひとり親家庭や高齢者、障がいのある人の自立を促進し、生活の安定を確保するよう、相談・情報提供の充実、就労の促進などの条件整備に努めます。

①相談体制の充実

○ 高齢者・障がいのある人、ひとり親家庭、低所得者等の生活上の諸問題について、適切な指導・助言を行い、自立を支援していくため、相談機能の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

部	課	事業種別	事業名	対象	目的	内容	実績報告	予算額(千円)	関係機関との連携を強化する
福祉保健部	高齢者福祉課	高齢者福祉事業	高齢者福祉相談事業(高齢者福祉課)	○高齢者及びその家族。	○高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう相談を行い支援する。	○支援を必要とする高齢者に保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつながり、相談内容に即したサービスなどの紹介等を行った。また、心配ごと相談等を社会福祉協議会へ委託し高齢者等の不安の解消を図った。	安心生活創造事業対象者:211人	10,000	見守り等が必要な高齢者について、月1回の見守り等を実施した。また、関係機関との連携を強化した。
福祉保健部	高齢者支援室	288	高齢者福祉相談事業(高齢者支援室)	○高齢者及びその家族・高齢者を支える地域住民	○住み慣れた地域で安心して暮らすための生活支援を行う。	○高齢者などのような支援が必要かを幅広く把握し、相談を受け、介護保険サービスに導く。また、健康・医療・福祉等適切なサービス、機関の紹介または制度の利用につなげていく等の支援を行う。	総合相談件数:6811件	8,888	高齢者の生活上の諸問題について、総合相談を実施し、相談機能の充実を図った。また、関係機関との連携を強化した。
福祉保健部	社会福祉課	312	相談指導事業	○安芸高田市出身および在住の障がい(児)者とその家族	○地域で安心して生活ができるよう、あらゆる関係機関が連携をとり、日常生活問題の相談とその解決策を考える	○生活に必要な関係機関の相談窓口を2階の障害福祉施設に委託し、身体障害者相談員は旧町に各1名を知的障害者相談員は1名を任命し配置し、障がい者やその家族に対応して相談を受け、種別解決に努めている。 ○障害者相談員の活動について明記されたものがなく、様々な問題について相談を受ける場合について連絡会を開催	自立支援協議会:6回 障害者生活相談支援事業:1961件 相談員相談件数:99件	25,090	相談支援事業所の相談員は専任2名、女性2名で、男女に関係なく相談しやすい体制をとっている。
福祉保健部	社会福祉課	320	生活保護総務事業	○生活保護法に係る事務担当職員(ケースワーカー)、及び生活保護課利用対象住民	○生活保護制度の適正実施が図られるよう、もって対象者の生活的・社会的・経済的な自立を援助すると共に、生活意欲の向上を図る。	○民生ポータルによる事務処理の推進 ○関係機関の、研修・啓発事業の実施 ○生活保護受給者本人や関係先の訪問調査の実施 ○レセプト点検を専門課へ外部委託する ○麻託院に医療受診見舞等の審査を委嘱する。 ○関係機関(ハローワーク)との密接な連携に基づいて、生活保護受給者等就労支援事業への参加を促進する。 ○関係機関との連携を図りながら、適切な指導・助言を行うことで、対象者の自立を援助する。	計画した訪問実施のうち計画月に実施した訪問実施数:615人 レセプト点検による発見数(調査数):399312件 生活保護受給者等就労支援事業における事業参加者数:24人 生活保護受給者等就労支援事業における目標達成者数:4人	3,388	高齢者・障がいのある人、ひとり親等の被保護者世帯の自立を支援するために、関係機関と連携した就労支援事業や訪問等の適正実施に取り組んだ。また、そのために必要な職員の研修も実施した。

福祉保 健部	子育て 支援課	323	母子自立支援事 業	○母子・寡婦(DV被害者を含 む)	○生活の安定を図り、自立を促 進していく	○1.母子寡婦福祉補助金事業 業。安芸高田市母子寡婦福祉 連合会へ活動費補助金を交付 する。 ○2.児童扶養手当事業。父と生 計を同じくしていない世帯に手 当を支給する。 ○3.DV被害を受けた母子の身 辺保護と生活再建のための進 取措置に関する委託料の負担 (相談・保護一切の事務)。	児童扶養手当:207世帯 母子生活支援:30件 母子寡婦福祉会会員数:184人	102,088	ひとり親家庭の福祉向上を図るため、相談対応 や助言指導を行った。また、児童扶養手当事業 により、生活の自立を促進した。
-----------	------------	-----	--------------	----------------------	-------------------------	---	---	---------	---

②自立の支援

- 高齢者が家庭や地域で自立した生活ができるよう、介護予防を推進するとともに、就業機会の提供や社会参加の促進を図ります。
- 障がいのある人の生活保障と就労の支援に努めるとともに、社会参加のための環境整備や多様な機会の提供を図ります。
- ひとり親家庭、低所得者については、生活の実情に応じた経済的支援や生活支援など、関係制度・施策を効果的に活用し、生活の安定と自立を促進します。

部	課	事業 番号	事業 名称	対 象	目 的	内 容	実績報告	決算額(千円)	評 価
福祉保 健部	高齢者 支援室	281	介護予防事業(高 齢者支援室)	○概ね65歳以上の高齢者。(一 般高齢者・特定高齢者・要支援 ～要介護5)	○心身の状態や環境の状況に 応じて対象者自らの選択に基づ き、介護予防事業等が効果的に 実施することで、要介護状態や 要支援状態になることを予防し ていく。	○一般高齢者に対する介護予 防啓発・リーダ―研修・地域住 民グループ助成を行った。ま た、特定高齢者・一般高齢者に 対する通所サービスマスや訪問によ る個別指導を行い、介護予防支 援を行った。	通所型介護予防事業延利用者 数:876人(委託先:8事業所、直 営教室:6回) 訪問型介護予防事業延利用者 数:151人 介護予防講座延・研修会等参 加者数:1579人	42,694	男女共同参画施策の視点での 評価 高齢者が家庭や地域で自立した生活ができるよ う、介護予防を推進し社会参加の促進に努め た。
福祉保 健部	福祉 課	317	地域生活支援事 業	○障がい者福祉施設に入所し ている障がい(児)者や長期社 会的人院入所している精神障がい 者	○生活訓練や就労支援などを 行いながら、施設や病院から出 て地域で生活ができるように支 援を図る ①スポーツレクリエー ション事業 社会に参加する意 欲を喚起し、障がい者スポーツ の普及に努め、市民が障害者 に対する理解や交流を一層深 め、障がい者同士もまた交流を すること。②運転免許取得支 援	○地域生活アセスメント事業、 重症心身障害者通院費補助事 業、障害者投資施設等交通支 援事業、若年障害者介護手 当補助事業、スポーツレクリ エーション教室開催事業、自動 車運転免許取得事業、自動車 改造費補助事業、ひろしま障害 者ライティングデバイス大会補助 事業、障害者就職支援事業	福祉ホーム利用者数:26人 重症心身障害者通院費支給人 数:165人 在宅障害者介護手当受給者 数:104人 スポーツレク教室等参加者数:411 人	26,094	障がいのある方にも関わらず、地域で生活する ための支援を行った。
福祉保 健部	福祉 課	321	生活保護扶助事 業	○市内に居住又は現在地在を有 し、生活保護法に規定する世帯 で、生活保護法による扶助を求 める世帯	○病気や失業、その他のいろい ろな事情で生活困難に陥り、あら ゆる努力をしてもどうにもならな くなった世帯に対し、最低限な の生活を保障すべく、経済的、 及び精神的な自立が図られるよ う援助する。	○それぞれの世帯の困窮の程 度に応じて、基準に沿った形で の金銭給付又は現物給付を行 う。	月平均保護世帯数:192世帯 月平均保護人数:320人 当年医師訪問世帯数:66世 帯 当年度廃止世帯数:41世帯	395,216	ひとり親の保護世帯に対して、その生活の要 求に応じた助言・指導や生活保護費支給による 経済的支援を行い、生活の安定と自立が図られ るよう援助した。
福祉保 健部	保健医 療課	322	ひとり親家庭等医 療公費負担事業	○ひとり親家庭等医療の受給対 象者は次の条件をすべて満た す者。ひとり親家庭の父又は母 及び児童(児童の年齢は0歳か ら18歳に達する日以後の最初 の3月31日まで)であること。ひ と親家庭に加入していること。ひ と親家庭の父又は母が安芸高 田市に住所を有していること(住 所地特別対象者は除く)。所得 税非課税世帯であること。	○ひとり親家庭の父又は母及び 児童等に対し、医療費の一部を 支給することにより、その保健 の向上と生活の安定を図ること を目的とする	○受給対象者の医療費の自己 負担分一部助成。平成18年7月 末までは医療費自己負担分 全額を公費が負担していた。し かし、ひとり親家庭医療費公 費負担事業を今後とも安定的で 実施し負担の軽減を図るため、 持続可能な事業とするために、 負担の割合の見直しを 図った結果、平成18年8月1日 以降は1医療機関につき1日250円 の一部負担金を導入した。平成 20年8月1日以降は一日500円 となった。	ひとり親家庭医療費支給額: 781,008,835円 ひとり親家庭医療費支給件数: 3323件 ひとり親家庭医療費受給者数(年度 末):344人	8,095	ひとり親家庭等の生活実情に応じてひとり親家 庭医療費を支給し、生活の安定と自立を促進し た。

(4) 安心して暮らせるまちづくり

施策の基本方向	具体的施策	事務事業名	
(1)生涯を通じた健康づくり	①健康づくりの推進	再掲	206 スポーツ教室・大会等開催事業
			243 「健康あきたかた21」計画策定事業
			251 老人保健健康診査事業
			252 成人支援事業
			249 母子保健健康診査事業
			250 母子支援事業
	②生命と性の尊重	再掲	139 市民セミナー開催事業
再掲		168 人権教育推進事業	
再掲		250 母子支援事業	
(2)生活安定のための条件整備	①総合的な福祉サービスの充実		272 介護保険制度運営事業
			275 介護保険給付・適正化事業
			278 介護予防サービス計画作成事業
			283 介護予防在宅支援事業
			285 生活支援ハウス管理委託事業
		再掲	288 高齢者福祉相談事業(高齢者支援室)
			289 権利擁護事業
			310 自立支援給付事業
			311 権利擁護事業
		再掲	312 相談指導事業
			313 社会参加支援事業
		316 相談支援事業	
	再掲	317 地域生活支援事業	
	②地域福祉活動の推進	再掲	124 地域振興支援事業
	再掲	264 社会福祉協議会事業援助事業	
③福祉のまちづくりの推進		1 都市計画法・建築基準法関連事業	
		422 公共事業評価委員会事業	
		160 安全管理事業	
(3)安全・安心のまちづくり	①子どもの安全の確保		161 安全教育推進事業
			61 防犯活動推進事業
	③災害時における安全の確保		65 交通安全推進事業
			67 消費生活推進事業
		再掲	53 防災体制整備事業
(4)若者が居住する環境づくりの促進	①定住基盤の整備		7 地域高規格道路東広島高田道路建設計画事業
			16 JR利用促進事業
			19 生活路線確保対策等事業
			24 地域情報格差是正事業
			69 市営住宅等整備事業
			383 農産物産地育成事業
			398 雇用対策事業
		再掲	128 まちづくり委員会開催事業

			156	特色ある学校づくり事業
		再掲	299	保育所運営事業
		再掲	306	ファミリーサポートセンター事業
(5) 女性に対する暴力の根絶と相談窓口の充実	①女性に対する暴力の発生防止	再掲	60	防犯啓発推進事業
		再掲	129	男女共同参画事業
		再掲	323	母子自立支援事業
	②セクシャルハラスメント防止対策充実	再掲	129	男女共同参画事業
			130	青少年育成啓発事業
			132	図書類自動販売機等立入調査事業
		再掲	177	人材育成事業
			437	職員研修事業
	③相談体制の充実	再掲	60	防犯啓発推進事業
		再掲	238	総合相談事業(吉田)
		再掲	239	総合相談事業(八千代)
		再掲	240	総合相談事業(高宮)
		再掲	241	総合相談事業(甲田)
		再掲	323	母子自立支援事業

4 安心して暮らせるまちづくり

(1)生涯を通じた健康づくり

生涯にわたる健康づくりを支援するため、健康づくり意識の啓発に努めるとともに、健康づくりを支援する保健サービスの充実など推進体制の充実を図ります。
男女共同参画がお互いの性や生き方を尊重し、主体的な生き方を選択できるよう、お互いの性や自分の体を大切にいくことを学ぶ機会を提供に努めます。

①健康づくりの推進

- 栄養・運動・休養の総合的な視点に基づき、一次予防に重点を置いた健康づくりの普及、啓蒙を推進します。
- 健康教育、乳がん・子宮がん検診等の健康診査、骨粗しょう症検診など女性のライフステージに応じた保健サービスを充実するとともに、検診結果の改善など疾病予防対策の充実を図ります。
- 女性のライフステージに応じた健康講座の開催や健康相談など、心の健康づくりを支援する体制の充実を図ります。
- 妊産婦、乳幼児の健康保持増進を図るよう、妊娠・出産・育児の各時期を通じて一貫した母子保健対策の充実を図ります。
- 生涯を通じて気楽にスポーツに親しみ、健康・体力づくりができるよう、軽スポーツの普及や各種スポーツ教室の開催など、女性がスポーツに親しむ機会と場の提供に努めます。

部	課	保健医療課	専務事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画施策の視点での評価
福祉保健部	保健医療課	243	健康あきたかた21計画策定事業	○市民	○市民一人ひとりが栄養・運動・休養のバランスのとれた生活習慣を身につけ、主体的な健康づくりに努める。	○「健康あきたかた21」推進協議会を設立する(委員:34名) ○推進協議会全体会の開催(2回)規則、全体・部会での取り組みの計画、実践報告し、共有する。 ○推進協議会委員会(3回)イメージキャラクターの募集・審査等について ○推進協議会部会(4部会、延べ118回開催)今年度の具体的な取り組みの検討	全体会、部会開催回数:31回 健康まつり参加者数:270人 市民ウォーキング参加者数:120人 自殺予防対策講演会参加者数:150人	94	健康あきたかた21推進計画に基づき、健康づくりの普及啓蒙を推進した。健康まつり・市民ウォーキング・成人式での啓蒙・JAまつりへの協賛・小学生への禁煙教育・がん予防講演会等を開催した。
福祉保健部	保健医療課	251	老人保健健康診査事業	○がん検診:健康増進法に基づき実施。40歳以上の住民(一部20歳以上) *【特定健診:高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、市内に居住し、安芸高田市国民健康保険被保険者35歳以上の者(35歳から59歳までは本市として受診啓蒙の取り組みとして実施)】	○がんを早期に発見し、適切な治療及び生活習慣の改善を促すための支援を行い、健康な生活を送ることができる。 ○12月人間ドックについては4月～12月の期間、7ヶ所の検診機関へ委託し実施している。 ○がん検診項目として、胃・大腸・肺・乳・子宮・前立腺がん検診を実施。	○総合健診は6月～7月及び10月の期間、市内9会場で21日間、健診機関へ委託し実施している。 ○12月人間ドックについては4月～12月の期間、7ヶ所の検診機関へ委託し実施している。 ○がん検診項目として、胃・大腸・肺・乳・子宮・前立腺がん検診を実施。	乳がん検診の受診者数:1540人 胃がん検診の受診者数:2801人 肺がん検診の受診者数:3357人	34,215	女性特有のがん検診に取り組み、受診啓蒙とともにアンケートを実施しがんについての理解や受診行動について把握した。また、健康まつり、講演会において、民間団体(ピンクリボン)と連携し、若い年齢層に啓蒙した結果、受診者の向上につながった。なお、平成21年度の特定健診受診率は、県内1位であった。
福祉保健部	保健医療課	252	成人支援事業	○おおむね40歳以上の市民	○健康に対する知識、生活習慣の改善方法を学び、実践し、健康の保持増進を図るとともに、生活習慣病の予防に努める。医療費の削減。	○老人クラブや地域のサロン等高齢者においては、介護予防のための知識普及や、体操、認知症予防、バランス食の大切さについて等栄養教室を行っている。成人には、健診結果に基づき、メタボリックシンドローム予防の運動や栄養教室、運動普及としてアール健康教室、ウォーキング大会の実施、心の健康づくりとして、うつ予防の講演会等を実施している。また、健康相談や家庭訪問をおおとして行っている。	健康教室参加者数:3236人 健康相談参加者数:1610人 家庭訪問実施者数:488人	20,768	健診結果をもとに、特定保健指導対象者の全戸訪問し、対象者のニーズに応じた支援につなごうとしている。また、生活習慣病予防については、健康あきたかた21の計画ともリンクさせ、事業を実施した。市内全地域への啓蒙を、浸透させていく必要がある。

保健医療課	249	母子長健健康診査事業 安芸高田市に住所を有する妊婦及び乳幼児 * (市実施分) 乳幼児健康診査: 9~11か月児 1歳6か月児 1歳健康診査: 1歳6か月児~1歳8か月児 3歳健康診査: 3歳4か月児~3歳6か月児 1歳6か月児-3歳児健康診査(医療機関委託託分)妊婦・乳幼児健康診査	○妊婦が早期から定期受診ができるようにし、妊婦・胎児の健康状態を把握して必要な医療や指導が受けられ、安心・安全な出産が促されるようにする。 ○乳児1歳半児-3歳児各期における健康診査の実施し、発達障害の早期発見のためのスクリーニングを行い、必要な医療や支援が受けられるようにすると共に、保護者の育児不安を解消し、健全な成長発達を促す。	○集団健康診査として、市が対象者を呼び出し実施する乳幼児健康診査、3歳児健康診査、健康診査後のフォローとして1歳6か月児、3歳児健康診査精密検査及び妊婦健康診査を実施。 ○妊婦健康診査を実施し、医療機関委託託分妊婦・乳幼児健康診査を実施。	乳幼児健康診査受診者数(乳児)1歳6か月児・3歳児健康診査受診者数: 543人 医療機関委託託妊婦一般健康診査受診者数: 2609人 医療機関委託託乳幼児一般健康診査受診者数: 345人	28,572	妊婦の健康診査を促し、乳幼児の健やかな成長発達を支援するため、妊婦受診券を発行したり、乳幼児の定期健康診査を実施した。また、乳幼児健康診査スタンプミーティングを行い、今後の支援を検討するとともに、保健士等が支援が必要な乳幼児には、医療機関等への照会や相談や子育て相談・支援(保育教室や赤ちゃん教室等による)を行い、母子保健対策の充実を図った。
福祉保健課	250	母子支援事業 妊産婦・乳幼児とその保護者 ○育保に強い不安や負担のある保護者	○産生活や口頭産生などの、子育てに必要な知識や生活習慣を身につけてもらう。 ○保護者の育児不安・悩みを軽減し、子どもが健やかに成長することを、保護者が楽しく子育てしていくことができる。 ○妊産婦や出産育児に対する不安の軽減ができ、健やかな妊娠・出産が促される。	○乳幼児健康教室(身体計測、保健師・栄養士・歯科衛生士による保健指導) ○個別健康教室(産科衛生士、保健師によるしんか保健指導) ○相談室(身体計測、保健師・栄養士・歯科衛生士による個別保健指導、心理判定員による専門的な相談) ○家庭訪問(新生児訪問ほか乳幼児や妊産婦を対象とした家庭訪問)・未熟児養育医療給付事業 ●根拠法令: 母子保健法	乳幼児健康教室(延参加者数): 621人 相談室(延参加者数): 991人 赤ちゃん訪問(新生児・乳児)(延件数): 197件	11,981	妊婦・乳幼児に関する健康教室や相談会を実施し、母子保健対策の充実を図った。また、赤ちゃんの全戸訪問や支援が必要な乳幼児の訪問・相談などを行い保護者の育児不安の解消・支援を行った。発達支援が必要な乳幼児が増加傾向にあり、今後専門的な知識・技術を習得していく必要がある。
教育委員会事務局	206	スポーツ教室・大金等開催事業 市民	○市民の体力向上、健康増進、スポーツ技術の向上、スポーツによる交流の促進。	○スポーツ教室の開催 ○スポーツ教室講師の招聘 ○スポーツ大会の開催	教室等開催数: 24回	2,272	生涯を通じて気軽にスポーツに親しみ、健康・体力づくりができるよう軽スポーツの普及や各種スポーツ教室など、スポーツ親しむ場の提供に努めた。普及に地域振興会・体育協会との連携を行う。

②生命と性の尊重

○ 男女がお互いの生命と性を尊重しあい、性に對する正しい知識を基に生命の尊重をできるよう、学校教育や生涯学習などにおける生命と性についての意識の啓蒙を推進します。
○ 女性が妊娠や出産について、女性の自己決定権が尊重されるよう、性についての正しい知識や情報を提供し、女性の自己決定についての意識の啓蒙を推進します。

部署	事業	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	評価
教育委員会事務局	139	安芸高田市の成人	○生涯学習の現代的な課題を中心に様々な学習機会の提供を行い、市民一人一人が生涯学習の観点に立ち、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることの契機とする。	○市民のニーズ、社会の要請に依りた定期講座(相親法令・社会教育法第5条、第22条)	講座開催回数: 17回	450	市内の六文化センター等でそれぞれの状況に応じて3回程度実施している。住民のニーズに基づいた内容と社会的課題に関する内容等の学習機会を提供している。今後は、地域社会における男女間の関係の現状と課題等身近な問題について学習機会を認定する。
教育委員会事務局	168	幼稚園・小・中学校の教職員 幼稚園・小・中学校の園児・児童・生徒	○人権教育に関する教員の指導力の向上 ○児童生徒の豊かな人権感覚の育成	○教職員対象の人権教育研修会の開催 ○指導主事等の学校訪問による指導	人権教育に係る研修会: 3回 校内研修の実施回数: 10回	0	人権研修会等により、児童生徒のみならず指導する教職員の人権尊重の精神を醸成することによって、男女共同参画意識の醸成を図ることができた。今後男女共同参画意識を高揚させるための研修会等が必要がある。

福祉保 健部	保健医 課	再 掲	250	母子支援事業	○産婦・乳幼児とその保護者 ○育児に強い不安や負担のあ る保護者	○食生活や口腔衛生などの、子 育てに必要な知識や生活習慣 を身につけてもらう。 ○保護者の育児不安・悩みを軽 減し、子どもが健やかに成長す るとともに、保護者が楽しく子育 てしていくことができる。 ○妊娠や出産育児に対する不 安の軽減ができ、健やかな妊 婦・出産が迎えられる。	○乳幼児健康教室(身体計測、 保健師・栄養士・歯科衛生士に よる健康指導) ○産科健康教室(産科衛生士、 保健師によるしこ保指導等) ○相談会(身体計測、保健師・ 栄養士・歯科衛生士による個別 保健指導、心理判定員による専 門的な相談会) ○家庭訪問(新生児訪問ほか乳 幼児や妊産婦を対象とした家庭 訪問)・未熟児養育医療給付事 業 ●保健担当:母子保健課	乳幼児健康教室(延参加者 数):621人 相談会(延参加者数):991人 赤ちゃん訪問(新生児・乳児) (延件数):197件	11,981	妊娠届出時や妊婦教室、訪問、育児相談時等 に、妊婦、出産、育児に対する母親の気持ちや関 心、女性が妊娠や出産について女性の自己決定 権が尊重されるよう性に対する正しい情報の提 供や相談対応を行ない、女性の自己決定につい ての意識の啓蒙を推進した。
-----------	----------	--------	-----	--------	--	---	--	--	--------	--

(2)生活安定のための条件整備

地域における福祉意識の高揚を図りつつ、介護保険サービスの高齢者など高齢者施策の推進、障害のある人の権利擁護と心のバリアフリーを推進するなど、住民ニーズに合わせた福祉の充実を図ります。
また、ユニバーサルデザインの視点に立った高齢者や、障害のある人をはじめとするすべての人に配慮した生活環境の整備を図ります。

①総合的な福祉サービスの充実

- 高齢者が安心して暮らすことができるよう、介護予防を推進するとともに、住宅の提供等生活の安定のための支援を進めます。
- 介護保険制度を適正に運営し、要介護高齢者等に対する住宅・施設サービス等の充実を図ります。
- 障がいのある人が主体的に福祉サービスを選択できるよう、在宅福祉サービス等の充実を図ります。
- 認知症高齢者や意思の疎通が困難な障害のある人が、福祉サービスの利用や資産管理で不利益を被ることのないよう、権利擁護に関する住民意識の啓蒙や利用援助などの事業推進を図ります。

部	課	再 掲	事務 費 272	事業 費 272	対 象	目 的	内 容	実績報告	決算額(千円)	評価
福祉保 健部	高齢者 福祉課				○介護保険被保険者及びその 家族	○介護や支援が必要となった被 保険者が、いつでも必要な介護 サービスを受けられることのできる よう、介護保険制度を円滑に運営 する	○介護保険制度や介護サービスに 関する相談等を行うことにより、介護保 険の円滑な運営 を行う。	要介護認定者数(月平均): 2501人 介護サービス利用者数(月平 均):2012人 介護保険事業計画市民説明 会:回	9,400	介護を社会全体で支え、介護や支援が必要と なった被保険者が、いつでも必要な介護サー ビスを受けられることのできるよう介護保険制度の適切 な運営に努めた。
福祉保 健部	高齢者 福祉課		283	介護予防在宅支 援事業	○概ね65歳以上の高齢者(一般 高齢者・特定高齢者・要支援1・2 高齢者・要介護1～5高齢者)	○要支援高齢者に在宅支援の サービスを提供し、在宅サービ スの支援を行う。	○在宅高齢者にサービス(外出 支援・器具乾燥・訪問調理・配 食・住宅改修・日常生活支援の 提供を行った。	配食サービス事業配給総数: 12684人 外出支援サービス延利用者数: 1264人 器具乾燥消費サービス延利 用者数:244人 訪問調理サービス延利用者 数:275人 高齢者日常生活用具支給予 算:67	7,211	高齢者が安心して暮らすことができよう、配食 サービス事業を実施し、要支援高齢者の在宅 サービスを提供し、在宅高齢者にサービスを 提供することにより、住み慣れた地域での生活維 持を助長をすることができた。
福祉保 健部	高齢者 福祉課		275	介護保険給付適 正化事業	○介護や支援が必要な被保険 者及びその家族	○介護や支援が必要となった被 保険者へ必要な介護サービスを 提供する。また、低所得者へは 利用者負担の軽減を行う。	○介護サービス提供事業者や 受給者からの請求に基づき、適 正に行われたサービスについて 介護給付額の支払いを行う。ま た、低所得者へ対して利用者負 担の軽減を行う。	住宅介護サービス受給者数(年 間):17108人 施設介護サービス受給者数(年 間):6255人 地域密着型サービス受給者数 (年間):784人	3,443,878	介護や支援が必要となった被保険者へ必要な介 護サービスを適切に提供し、低所得者へは利用者負担 の軽減を行い、不正な介護サービスを減少させ、 サービス受給者が質の高いサービスを受けられ ることができるよう介護保険制度の適切な運営を 図った。

部	課	再	専	対	目	内	実	決	取
福祉保 健部	高齢者 支援課	再 218	専 218	対 要支援・要介護 2の認定者のうち、介護予防 サービスの利用を希望するも の。	目 的 ○介護予防サービスの利用を 希望する方のニーズにあった介 護予防サービス計画を作成し、心 身の状態を向上又は維持する ような支援をする。	内 容 ○対象者のアセスメントを行い、 介護予防プランを作成し、心身 の向上又は維持するよう介護予 防サービスの提供を行った。ま た、一定期間ごとに、サービ ス提供後の評価及び再アセスマ ントを行い、介護予防プランの見 直しを行った。	実 績 報告 介護予防サービス計画作成延 べ件数(委託分):1885件 介護予防サービス計画作成延 べ件数(直営分):3404件	決 算額(千円) 16,328	取 組 取組 取組
福祉保 健部	高齢者 福祉課	再 285	専 285	○60歳以上のひとり暮らしの 者、夫婦のみの世帯に属する者 及び家族による援助を受けるこ とが困難であった、高齢のため 独立して生活することに不安の ある者。(在宅生活が困難な盛 弱高齢者)	○生活の場を確保するため、介 護支援機能、居住機能及び心身 機能を総合的に提供し、心身 機能の向上、自立生活の助長、 社会的孤立の解消を図り、入 居者のニーズにあったサービス の提供を受けること。	○生活支援ハウスの開設入居 (入居期間:原則3ヶ月)のニー ズに効果的、効果的に対応す るため、併設する特別養老 ホーム等の指定管理者に管理 運営を委託し、サービスの向上 と経費の節減を図った。	延入所者数:6人 入所者滞在日数:3222日	6,500	高齢者が安心して暮らすことができるよう、生 活支援ハウスの運営し、生活支援のための住宅の 提供を図り、在宅生活が困難な高齢者に対し、 生活の場を提供し、入所者の生活不安の解消を することができた。
福祉保 健部	高齢者 福祉課	再 288	専 288	○高齢者及びその家族・高齢者 を支える地域住民	○住み慣れた地域で安心してそ の暮らしを維持していくこ とが出来よう相談・支援を行 う。	○高齢者にどのような支援が必 要かを幅広く把握し、相談を受 け、介護保険サービスにとどま らず保健・医療・福祉等適切な サービスの提供、機関の紹介また は制度の利用につなげていく等の支 援を行う。	総合相談件数:6811件	3,886	総合相談を実施し、高齢者の相談の充実を図る とともに、地域ケア体制の整備を図った。ケース によっては訪問して相談に応じ、適切なサービ ス、期間の紹介、制度の利用につなげた。
福祉保 健部	社会福 祉課	310	専 310	○障害福祉サービス利用者 ○自立支援医療(更生医療)更 生医療が必要な身体障がい者 ○自立支援医療(精神通院)養 老施設が必要な精神通院)養 老施設が必要な精神の病気の治療 で通院している人	○障がい者の自立支援を目的 に社会参加の促進を図るため、 施設を利用し就業訓練や日 常生活訓練などの自立訓練を はかり、居宅介護(ホームヘル プ)サービスや短期入所(シヨ ートステイ)サービスを利用したり、 地域生活を行っていくために、 障がい者同士が共同生活(グ ループホーム)を営んだりする。 また身体障がい者の日常生活、 職業生活を改善し、その福祉の 増進や精神障がい者が自立し た日常生活または社会生活を 営むために必要な医療を受けら れるよう支援する。	○居宅介護(家事援助、身体介 助)サービス、短期入所、グルー プホーム、施設入所支援(自立 訓練、就業移行支援、就労継続支 援)、補装具給付事業等の福祉 サービス、自立支援医療給付 シヨートステイ延べ利用日数: 741日 自立支援医療費受給者数:281 人	施設訓練等給付件数:212件 身体障害者補装具給付件数: 67件 ホームヘルプサービス延べ利用人数: 497人 シヨートステイ延べ利用日数: 741日 自立支援医療費受給者数:281 人	660,493	障がいのある人が自立を図るため、施設を利用 して、就労訓練や、生活訓練を行ったり、居宅で 生活するための支援を行った。
福祉保 健部	社会福 祉課	311	専 311	○判断能力に乏しい又は恐れ のある知的障がい者、精神障が い者	○一人で日常生活ができない と、判断能力に乏しい障がい者 の財産等を管理し、本人が日常 生活に困らないよう、障がい について援助する制度を市長が必 要と判断し裁判所に申立をして 権利保護を進める	○成年後見申立に必要な書類 作成および後見人となる候補者 の選定により、障がい者の権利断 護を行う。	成年後見(市長申立)申請件数: 0件 成年後見制度支援件数:0件	12	判断能力が乏しいことで、福祉サービスの利用 や資産管理で不利益をこうむることのないよう、 権利保護に努めた

部	課	再掲欄	事務事業	業務事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画推進の観点での評価
福祉保健部	社会福祉課	再掲欄	312	相談指導事業	○安芸高田市出身および在住の障がい(児)者とその家族	○地域で安心して生活ができるよう、あらゆる関係機関が連携をとり、日常生活問題の相談とその解決案を考える	○生活に必要な問題の相談事業を2箇所の障害福祉施設に委託し、身体障害者相談員は旧町に各1名を任命し配置し、障がい者やその家族による相談を受け問題解決に対応してもらっている。 ○障害者相談員の活動について明記されたものがなく、様々な問題について相談を受ける場合について連絡会を開催。	自立支援協議会:6回 障害者生活相談支援事業:1961件 相談員相談件数:99件	23,090	相談支援事業所の相談員は男性2名、女性2名で、男女に関係なく相談しやすい体制をとっている。
福祉保健部	社会福祉課		313	社会参加支援事業	○本市出身・在住障がい児(児)者 ○社会参加する安芸高田市在住の障がい者及び肢体不自由1~2級身体障害者手帳・教育手帳A、マルチサポーター及びその他市長が特に必要と認めるもの。	○障がいのある人が等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、人間として平等に生きていくことのできる真に豊かな福祉社会を築くため、在宅福祉サービースを中心として地域における自立を支援する。	○サイバービズ事業、障害者短期入所日中受入事業、障害者日常生活用具給付事業、重度障害者移動支援事業、移動介助(介ヘル)支援事業、進行性筋萎縮症者指圧委託事業、手話通訳事業、手話養成士派遣事業、要約筆記養成事業、声の広報事業、要約筆記養成士派遣事業	日常生活用具給付世数:102件 日中一時支援利用者:90人 移動支援利用者数:79人	20,051	障がいのある方に関わらず、地域で生活し、様々な社会活動に参加するための支援を行った。
福祉保健部	社会福祉課		316	相談支援事業	○障害がある、発達上の配慮を要するなどで生活上の困難を伴う児童とその保護者 ○障害や発達上の困難性のある子どもの保育者、教員等の支援者	○障害がある子どもや発達上支援の必要な子どもについて心身発達上の問題や悩みや育児上の困りごとが解決できる。 ○配慮を要する子どもとの関わり方を工夫し、健やかな育児ができる。 ○保護者の育児不安や負担感が軽減する。 ○これらのことを通じて子どもが発達上の二次障害を防ぐことができ、健やかな成長が期待できる。	○保育相談 月2回 個別相談 月2回 施設支援(保育所・学校)月2回 発達支援教室 月2回(対象者一人あたり6回受講)	個別相談件数:43件 施設支援件数:43件	642	障害がある子どもや発達上支援の必要な子どもについての心身発達上の問題や悩みや育児上の困りごとの相談をとおして、保護者の育児不安や負担感の軽減を図った。
福祉保健部	高齢者支援課		289	権利擁護事業	○困難な状態にある高齢者	○権利を守り、地域において尊厳のある生活を維持し、自分らしく安心して生活を送ること。	○地域の住民、民生委員、介護支援専門員の支援だけでは十分に問題が解決できなかったり、高齢者虐待、消費者被害などのケースについて関係機関との連携を取り対応しました。また、成年後見制度の活用促進について啓発策取り組みを行っていましたが、今年度は利用者はいませんでした。	成年後見制度利用支援件数:0件 広報回数:1回 相談対応案件数(虐待):14件 相談対応案件数(消費者):3件 相談対応案件数(成年後見制度):7件	574	高齢者が、福祉サービースの利用や資産管理で不利益をこうむることのないよう、権利擁護に努めた。センターの社会福祉士を中心に困難ケースが発生した場合、関係機関との連携を図り支援を行った。

福祉保 健部	社会福 祉課	再 掲	317	地域生活支援事 業	○障がい者福祉施設に入所し ている障がい(児)者や長期社 会的入院をしている精神障がい 者	○生活訓練や就労支援などを 行いながら、施設や病院から出 て地域で生活できるように支 援を図る ①スポーツレクリエー ション事業 社会に参加する意 欲を喚起し、障がい者スポーツ の普及に努め、市民が障がい者 に対する理解や交流を一層深 め、障がい者同士もまた交流を すること。②運転免許取得費	○地域生活アシスタント事業、 重度心身障害者通院補助事 業、障害者福祉施設等交通費 助成事業、在宅障害者介護手 当補助事業、スポーツレクリ エーション教室開催補助事業、自動車 運転免許取得補助事業、自動車 改造費補助事業、ひろしま障害 者ボランティアデイサービス大会補助 事業、障害者就職支援事業	福祉ホーム利用者数:28人 重度心身障害者通院費支給人 数:165人 在宅障害者介護手当受給者 数:104人 スポーツレク教室等助成:3 スポーツレク教室等参加者数:411 人	26,094	障がいのあるなしに関わらず、地域で生活する ための支援を行った。
-----------	-----------	--------	-----	--------------	--	--	---	---	--------	-------------------------------------

② 地域福祉活動の推進

- 社会福祉協議会を中心として、地域振興会などの地域の組織・団体と連携し、住民や地域で支え合う地域福祉体制の充実を促進します。
- ボランティア活動など地域福祉活動への住民の積極的な参加を促進するとともに、活動を支援します。

部	課	再掲	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画施策の観点での評価
福祉保 健部	社会福 祉課	再 掲	264 社会福祉協議会 事業援助事業	○安芸高田市社会福祉協議会 と、それを母体としてボランティア 活動に参加したい、ボランティ アを必要とする市民。	○まちづくりや住民自治などの 活動を行っている活動団体や市 民。	○まちづくりや住民自治などの 活動を行っている活動団体や市 民。安心して継 続できるように支援する	○地域振興会などの地域組織と連携し、住民や地 域で支え合う地域福祉体制の促進を積極的 に図った。地域振興会では、活動が着実に展開さ れている。	59,286	男女共同参画施策の観点での評価
福祉保 健部	社会福 祉課	再 掲	264 社会福祉協議会 事業援助事業	○安芸高田市社会福祉協議会 と、それを母体としてボランティア 活動に参加したい、ボランティ アを必要とする市民。	○まちづくりや住民自治などの 活動を行っている活動団体や市 民。	○まちづくりや住民自治などの 活動を行っている活動団体や市 民。安心して継 続できるように支援する	○地域振興会などの地域組織と連携し、住民や地 域で支え合う地域福祉体制の促進を積極的 に図った。地域振興会では、活動が着実に展開さ れている。	61,176	ボランティア活動など地域福祉活動の促進のため、安芸高田市ボランティアセンターへ活動費の 支援を行った。 社会福祉協議会においても、補助金協議会の中、 活動内容や経費の見直し等を行い効率的な運 営活動に努めている。

③ 福祉のまちづくりの推進

- 高齢者や障がいのある人をはじめとするすべての住民が安心して暮らしていくことができるよう、ユニバーサルデザインを基本とした建築物、道路、公園等の公共施設の整備を進めます。
- 民間建築物についても、「広島県福祉のまちづくり条例」の整備基準に則した整備を指導するとともに、JIS駅やバスのパリアフリー対策について、交通事業者に働きかけます。

部	課	再掲	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画施策の観点での評価
建設部	管理課	再 掲	都市計画法・建築 基準法関連事業	○建築物等建築・改築・修繕 等を行う人又は事業者 ○建築物の解体工事等を行 うとする人又は事業者	○建築物等に係る規制を認識し てもらい、法令・命令に沿ったま ちづくりを進めて良好な住環境 を形成してもらおう。	○建築物等申請受付促進事 業 ○福祉のまちづくり条例届出受 付事務 調査作成業務 ○建築物等申請受付促進事 業 建築リサイクル受付促進事 業	建築物等申請受付促進事 業 117件 福祉のまちづくり条例届出受 付事務 調査作成業務 数:0件 建築リサイクル受付促進事 業 165件	0	福祉のまちづくり条例の整備対象施設につい て、すべての人が自由に行動できるような整備 の指導を行った。指導により公益的施設等が利 用しやすくなっている。

建設部 管理課	422	公共事業評価委員 員会事業	○公共事業の受益者となる市民 ○対象事業の事前評価と継続・中止という再評価の効果を確保して事業の透明性を高める	○安芸高田市公共事業評価実施要綱に基づき、評価対象となる事業について公共事業評価委員会に諮問し、着手・継続。中止に際して答申を受ける	評価委員会諮問件数:0件	0	対象事業の事前評価と継続・中止という再評価を通して事業の効果を高めるが、今年度は諮問がなかった。また、この事業は公共事業の透明性の一層の向上に役立っている。
------------	-----	------------------	--	--	--------------	---	--

(3)安全・安心のまちづくり

地域の仲で全ての人が安心して暮らしていくことができるよう、子どもの安全対策の強化や、交通事故や犯罪、消費者取引トラブルの発生を防止する安全・安心のまちづくりを推進します。
また、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の整備を図ります。

①子どもの安全の確保

- 家庭・学校等を通して、子どもたちに「自分の身は自分で守る」ことについての防犯意識の浸透に努めます。
- 学校施設の安全対策を強化するとともに、保護者・学校・地域の連携を図り、子どもの見守り体制の充実を推進します。

課	担当	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画施策の観点での評価
教育委員会事務局	学校教育推進室・教育総務課	160 安全管理事業	○市内小・中学校児童生徒	○登下校時や学校生活において、安全を確保し、安心して学校生活が送れるよう体制を整える。 ○学校活動における不慮の災害に備え、全児童生徒に災害保険を掛けることで、教育活動を円滑に進めていく。	○登下校時の安全確保のため、児童生徒に防犯ブザーや照り除け傘を給付。 ○日本スポーツ振興センター災害保険への全児童生徒の加入を推進	災害保険加入率:100% 災害給付金延件数:500件	2,355	登下校時に保護者・学校・地域の連携を図り、子どもの見守り体制の充実を図った。市内における誘拐等の犯罪は大きく抑えられている。
教育委員会事務局	学校教育推進室	161 安全教育推進事業	○市内小・中学校の園児・児童・生徒・保護者・教職員	○児童生徒の安全に対する資質・能力の向上 ○児童生徒の生命と安全を守るための教職員の指導力の向上	○危険回避のための情報提供(危機管理室との連携、学校への周知)	園児児童生徒の安全教室の実施:20回	0	児童生徒に交通安全教育の実施などを通じて交通安全意識の高揚を図るとともに、1自分の身は自分で守ることについての防犯意識の浸透に努めた。児童生徒の安全を確保するためには学校だけでなく保護者や地域との連携が不可欠で、またまた方法の工夫が必要である。

②日常生活における安全の確保

- 生涯の各時期に応じた交通安全教育の実施などを通じて交通安全意識の高揚を図るとともに、歩道、信号機、ガードレール等交通安全施設の整備を推進します。
- 高齢者や、子ども、女性など犯罪に弱い立場にある住民の防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯活動の支援などを通じて犯罪の発生しにくい環境づくりを推進します。
- 消費者問題についての意識啓発や消費者教育を推進するとともに、相談体制など消費者保護・支援体制の充実を図ります。

課	担当	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画施策の観点での評価
総務企画部	危機管理室	65 交通安全推進事業	○市民	○交通安全に対する意識を高めよう	○春・夏・秋祭りにあけるパレード、交通安全教室、テント村を開催する	交通安全パレード参加人数:126人 高齢者交通安全教室参加人数:341人 交通安全テント村啓発人数:150人 パレード回数:24回 広報掲載回数:4回	1,503	各年代に応じた交通安全教育の実施に努めた。交通安全推進隊員に女性を1名増員し現在83名中7名の女性隊員が活動している。
総務企画部	危機管理室	61 防犯活動推進事業	○市民団体及び防犯活動に関心のある市民	○防犯活動を推進し、防犯活動に利用し地域防犯意識を高めよう。また、安芸高田警察署及び防犯関係団体との連携し、身近な犯罪件数を減少させる。	○青色防犯パトロール車による見守り防犯活動支援 ○防犯ベスト応援の賞与及びスナックカー1防犯手帳の配布	青色防犯パトロール巡回数:320回	24,400	青色防犯パトロール車による見守り活動を実施した。地域安全推進員67名中女性推進員は3名である。

市民部 市民生活課	67	消費生活推進事業	○消費生活事業の推進に関心及び消費生活に悩んでいる市民	○消費生活問題に関する専門の相談員を配置し相談に応じ、相談員不在時には困・県消費生活相談センター等に紹介を行う	消費生活相談件数:41件 相談窓口開帳時間数:270時間	1,781	消費者問題についての意識啓発や消費者教育を実施し、相談の充実を図る。相談員が不在の場合職員の高齢を高め、相談者に対する初期対応アドバイザーができるよう研修等への参加に努める必要がある。
--------------	----	----------	-----------------------------	---	---------------------------------	-------	--

③災害時における安全の確保

- 高齢者や障害のある人、子ども、女性など災害に弱い住民の安全を確保するため、的確な災害情報の提供に努めるとともに、避難場所の周知徹底やコミュニティにおける住民連携協力による避難体制の確立などを推進します。
- 避難場所が開設された場合、プライバシーの確保などできる限り住民一人ひとりの人権が確保された避難生活の維持に努めるとともに、男女共同参画の観点から、避難場所の運営管理を行います。

部	課	専務事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	評価
総務企画部	危機管理課	防災体制整備事業	○市民及び職員	○住民の生命・財産を被害から保護するため、防災計画の検討・修正を行うとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧等の総合的な防災行政の整備・推進を図る。	○防災意識の啓発、地域防災計画の修正、防災計画の検討 ○平常時の防災対策及び災害発生時またはそのおそれがある場合の対策・対応に当たる。	防災会議の開催:1回 非難倉(乾パン)の備蓄:4608食 毛布の備蓄:1320枚	3,625	防災対策について、女性の立場から幅広く意見を聴取するため、平成22年度で防災会議委員の見直しを行い、4名の女性委員を加えた。

(4)若者が居住する環境づくりの促進

都市的魅力と田園の安らぎが調和した本市との特性を活かし、近接する都市へのアクセスや生活環境の整備、多様な就労の場の確保を推進し、UJターン者の促進による若者の定住を図ります。また、保育や教育など地域における子育て支援の充実を図るとともに、若者のまちづくりへの参加を促進するよう、多様な活動の機会と場を提供します。

①定住基盤の整備

- 地域高規格道路東広島高田道路、国道54号可部バイパスや上根バイパス以北、その他の国道・県道の整備の促進、主要市道の計画的な整備を進め、定住や交流の基盤となる体系的な道路ネットワークの形成を図ります。
- JR芸備線の時間短縮や運行頻度の向上、生活交通サービスの向上、生活交通サービスとしてのバス交通の維持を推進し、利便性の高い公共交通体系の整備を図ります。
- 「安芸あきたかた広域ネットワーク」のより有効な活用を図り、豊かで便利な住民生活の実現を推進します。
- 魅力ある定住の場としていくため、良質な市営住宅の提供、生活道路・上下水道の整備など安全で快適な生活環境づくりを進めます。

- 農林水産業や商工業の中小企業対策の推進などにより地域産業の振興を図るとともに、6次産業化の促進や農業の企業化、起業の支援などを推進し、安定した就労の確保や新たに就業の場の創出に努めます。

部	課	専務事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	評価
建設部	地域高規格道路推進課	東広島高田道路建設計画事業	○向原吉田道路事業に係る土地、建物所有関係者並びに合衆地元住民(第1期工区・第2期工区)	○向原吉田道路事業の整備促進のために土地、建物所有関係者並びに合衆地元住民に理解、協力を求めることにより円滑な事業促進を図る。	○建設事業の進捗、地形・踏査調査→詳細設計→事業説明会→用地測量→物件調査→用地買収→物件備置→工事→供用開始 ○平成21年度については、水利・水文、地質調査を行い、吉田町においては、21人と土地・物件補償契約を行った。 ○向原町においては、物件調査及び関連工事の用地境界立会を行った。 第1期工区(吉田→向原町正力地区まで) 平成20年代半ば完成 第2期工区(向原町正力地区→主要地方道広島三次線まで) 平成20年代後半完成予定	国、県との事業推進のための打ち合せ、要望回数:20回 地元、地権者への事業説明会の回数(吉田地区):77回 地元、地権者への事業説明会の回数(向原地区):40回	1,306	定住や交流の基盤となる地域高規格道路「東広島高田道路(向原吉田道路)」の早期整備に向けて、用地、補償、調査等促進を図った。
総務企画部	政策企画課	JR利用促進事業	○鉄道を利用し、近隣市へ通学・通勤・買い物など多目的とした利用者	○JRの利用を促進し、発着を維持することにより、利用者の交通利便性を確保し維持する。	○市独自のポケットバス時刻表の作成や、三江線利用促進期成同盟会、空欄線対策協議会の広域的なイベント活動による利用促進実施を行う。	JRの利用促進に向け、三江線・空欄線それぞれ協議を行う。三江線については、平成22年度に国の支援を受け、活性化に向けた取り組みを行うこととし、男女の利用実態や利用促進に対する意見を聞き取ることをとする。	237	

部	企画課	再掲	事務	専務事業名	対象	目的	内容	系報報告	決算額(千円)	男女共同参画施策の観点での評価
総務企画課	19	生活路線確保対策等事業	24	地域情報格差是正事業	○全市民 特に自ら移動手段を持たない児童・生徒、高齢者など ①民間通信事業者によるADSLサービスが提供できない地域のインターネット利用促進者 ②地上波デジタル放送が受信できないテレビ共同受信施設組合、及び新たな難聴地域の市民向けにする	○営業的な利用することができず、満足度の高い公共交通を提供する	○バス運行から、朝夕の定路線運行と昼間のデマンド運行という、新しい公共交通システムへの転換を図っている。平成21年10月から美土里地域と高宮地域で実証運行を実施。平成22年10月から市内全域での運行を予定。交通空白地域である美土里町高宮寺・大所地域と高宮・土里川流域については、市町村運営者へ運送を譲渡した。予約乗合タクシーは平成22年9月をもって、デマンド交通「お太助ワゴン」に移行する。	実車走行キロ(南北交通): 683394キロ バス運行補助金: 96481425円	287,098	平成21年10月に美土里町・高宮町・甲田町の一部地域で、路線バスとお太助ワゴンと市町村運営者へ運送からなる新公共交通システムの実証運行を開始した。このシステムの構築にあたっては、特に公共交通の利用実態が多い女性から多く意見を聞いて計画を策定した。また、運行開始後に行った利用実態調査についても、多くの女性から意見を求め、課題等の改善についての協議を行った。
総務企画課		情報化推進室	24	地域情報格差是正事業	①民間通信事業者によるADSLサービスが提供できない地域のインターネット利用促進者 ②地上波デジタル放送が受信できないテレビ共同受信施設組合、及び新たな難聴地域の市民向けにする	①民間通信事業者によるADSLサービス程度の通信速度を確保したサービスの提供 ②テレビ共同受信施設で地上波デジタル放送が受信できるようにする	①民間通信事業者によるADSLサービスが提供できない地域(吉田町小山・竹原地域、甲田町小原地域の一部)について、SGHと帯無線アクセス及び行政イントラ(光ファイバー)を活用した安芸高田市運営によるインターネット接続 ②地上波デジタル放送が受信できない地域、既設のテレビ共同受信施設の改修に係る助成、及び新たな難聴地域のテレビ共同受信施設新設に係る助成の実施	無線アクセスサービス加入世帯(累計): 117件	91,497	悪く便利な住民生活の実現を推進するため、地域による情報格差を是正するよう、広域ネットワークの有効利用を図った。
建設部	住宅政策課	69	市営住宅等整備事業	市営住宅等整備事業	○住居ニースに対応した市内・市外の方	○魅力ある市営住宅の整備を行うことにより、快適で賑わいのあるまちづくりを進める。	○雇用促進住宅の買取を行なうことにより、定住促進を図る。	雇用促進住宅買取: 160戸 火災警報器設置戸数: 70戸	174,910	魅力ある定住の場としていくため、雇用促進住宅の買取を推進し、快適な生活環境づくりを推進した。
産業振興部	地産地消課	383	農産物産地育成事業	農産物の産地生産者	○施設野菜等生産者の拡大による生産量増 ○加産産面積の拡大による周年生産面積の拡大	○施設野菜等生産者の拡大による生産量増 ○加産産面積の拡大による周年生産面積の拡大	○国庫補助事業や市単独での補助事業の活用による販路の施設化の推進、土地利用型野菜の作付拡大、栽培技術指導等の取組など ※市単独でのパイプハウスの建設助成(ハウスは100m以上、補助率30%、補助金の上限1,500千円、ミニハウスは50m以上、補助率20%、上限別産規定)	補助金給付件数: 12件 施設整備面積: 7709㎡	140,310	農産物産地育成により地域産業の振興を図り、経営安定を並め担い手育成・確保を行う。
産業振興部	商工観光課	398	雇用対策事業	市内3高校の生徒、市内企業	○刺くことの意義、価値等を理解させ進路選択を促める啓発活動 ○人材育成の支援を行うことにより、雇用の安定供給・労働力の市内確保等を図り、もって本市経済の健全な発展に寄与する。	○市内3高校が開校する職場訪問事業等に対して補助金を支出する。 ○市内企業等就職内定者に対しての合同研修の開催。	○市内3高校が開校する職場訪問事業等に対して補助金を支出する。 ○市内企業等就職内定者に対しての合同研修の開催。	研修会参加者数: 22人 職場訪問者数: 151人	39	雇用対策協議会を2回開催し、教育委員会、中学校長会、県立高等学校校長、商工会、工業会幹事会、ハローワークに参画していただき、今後の安芸高田市における雇用対策について協議を行った。また、市内の企業等の就職内定者を対象に合同研修会を行った。県立吉田高等学校の1年生市内企業職場訪問に対し、補助金を交付した。

②定住を支える環境づくりの推進

- 安心して子どもを産み、育て、子どもが健やかに成長するよう、保育サービスの実現をはじめとする地域における子育て支援の充実を図ります。
- 教育内容の充実や安全で快適な教育環境の整備を推進し、安心して子どもを養育することのできる学校教育の充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーション環境の整備に努めます。
- 若者にとって愛着の持てる地域としていくため、若者のまちづくりへの積極的な参加を促進するとともに、多様な活動の機会と場の提供を図ります。

部	課	再掲	事業	実施事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画施策の視点での評価
福祉保健部	子育て支援課	再掲	299	保育所運営事業	○田中養育を受けることができない乳幼児及びその保護者	○保護者の就労等の支援を行うため希望する保育所へ希望する時期に入所できるように努める。	○保育所への入退所の決定及び保育料の賦課徴収。公立保育所の施設維持管理と事務の調整。	入所乳幼児数:594人 定員数:810人	707,228	保護者の就労支援のため、乳幼児を保育所に入所させることにより、男女共同参画に努めた。
福祉保健部	子育て支援課	再掲	306	ファミリーサポートセンター事業	○育児支援が必要と認められる世帯 ○小学校3年生までの子どもとその保護者(障害等のある子どもの場合は中学3年生まで)	○子育て中の保護者の負担軽減 ○家庭的なサポートによる子どもの健全育成 ○子どもを預ける保護者(依頼会員)と預かる市民(提供会員)の育児支援ネットワークの形成	○子どもを預かってほしい依頼会員と子どもを預かるボランティアを希望する提供会員を登録 ○依頼会員の希望に応じ、保育所児童クラブ等開始前や終了後、子どもの預かりを行う。預かりは提供会員の家でを行い、家庭的な雰囲気の中で子どもを見守り交流をし、子育ての知恵を伝えた。子どもたちの成長とともに見守る体制を作る	提供会員登録数:64人 依頼会員登録数:87人 利用回数:505回 利用時間数:568時間	2,875	育児支援の必要な世帯をボランティアによって支援することで就労しやすい環境の整備を図った。
教育委員会事務局	学校教育推進室	再掲	156	特色ある学校づくり事業	○幼稚園、小中学校及びその児童生徒、教職員	○教職員の指導力向上、各小学校の質的・量的向上を図る。 ○地域に根ざした教育活動を展開することにより、児童生徒の心を育てる。 ○地域との連携により開かれた学校づくりを進める。	○教職員の指導力向上のため20の教育研究推進への助成 ○地域体験学習や伝統的な教育活動推進への助成	事業実施1校あたりの予算額: 事業実施園児児童生徒一人当たりの予算額:2360円	5,486	定住環境推進のため、地域との連携により特色ある学校づくりを進め、学校教育の充実を図った。
総務企画部	まちづくり支援課	再掲	128	まちづくり委員会開催事業	○まちづくりや住民自治などの活動を行っている市民。	○地域振興組織の活動連携や情報交換などを通じて活動の充実と継続性を確保するとともに、日々の地域活動を通して得られた地域の意見や要望などを市構築する。	○6つの連合組織から各5名づつ選出された30人の委員による2回の委員会、12名又は6名の委員による3つの小委員会を開催し、地域の意見や要望等について協議する。	委員会開催回数:2回 小委員会開催回数:14回	1,113	まちづくりへの積極的な参加の促進を図った。若者をはじめ市民目らがまちづくりの取組を推進するため、活動運営や情報交換を行う。

(5)女性に対する暴力の根絶と相談窓口の充実

女性への人権侵害の重大な問題であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき課題である女性に対する暴力の根絶に向け、あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に努めるとともに、女性の相談窓口の充実を図り、相談しやすい環境を整備します。

①女性に対する暴力の発生防止

- 家庭内での女性に対する暴力の発生を予防・根絶するため、資料の作成や情報の提供、講座・セミナーの開催などを通じて意識啓発を進め、女性に対する人権の尊重を図り、暴力は犯罪であるとの意識の浸透に努めます。
- 関係機関と連携し、配偶者からの暴力やストーカー被害女性への保護と自立に向けた支援を行います。
- 被害対策の充実を図り、被害者への確かな支援を行うため、警察、病院、民間支援団体とのネットワークづくりなどを進め、情報提供など連携を強化します。

部	課	再掲	事業	実施事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画施策の視点での評価
市民部	市民生活課	再掲	129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業者)	○男女平等の意識を、市民に広く浸透啓発するとともに、男女共同参画社会の実現をめざす	○発覚資料の作成・配布や啓発講演会・講座を開催することにより、市民の男女共同参画社会の意識高揚を図る	講座等参加者数:784人	3,214	家庭内での女性に対する暴力の発生を予防・根絶の講座を開催し意識啓発を図った。広報紙で電話相談窓口の案内等周知に努めた。

福祉保 健部	子育て 支援課 掲	323	母子自立支援事 業	○母子・寡婦(DV被害者を含 む)	○生活の安定を図り、自立を促 進していく	○1.母子寡婦福祉会補助金事 業。安芸高田市母子寡婦福祉 連合会へ活動費補助金を交付 する。 ○2.児童扶養手当事業。父と生 計を同じくしていない世帯に手 当を支給する。 ○3.DV被害を受けた母子の身 辺保護と生活再建のための施 設措置に関する委託料の負担 (相談・保護一切の事務)。	児童扶養手当:201世帯 母子生活支援:30件 母子寡婦福祉会会員数:184人	102,088	母子家庭の母と児童を保護し、生活、住宅、教 育、就職等の自立に向けた支援を行った。
総務企 画部	危機管 理室	60	防犯啓蒙推進事 業	○市民が安全で安心して暮らせ るよう、安芸高田市に居住、固 体活動、勤務を行っている市民	○防犯施策を推進及び啓蒙活 動を実施し犯罪被害を防止する ため防犯意識を持ってもらう。ま た、相談事や悩み事の解決方 法を助言し悩みを取り除いてあ げる。	○安全・安心に関する講演、シ ンポジウム、資料配布などの啓 蒙推進及び、メール連絡網を活 用した安全安心情報の発信	安芸高田市民のつどい参加者 数:0名 安全安心情報発信:28件 メール連絡網会員数:395人	1,015	配偶者からの暴力やストーカー被害女性の保 護、相談について、関係機関と連携し支援を行っ た。

②セクシャルハラスメント防止対策充実

- セクシャルハラスメントに対する正しい理解と対応を促進し、その防止を図っていくため、資料の配付・セミナーの開催などによる意識啓発に努めます。
- 行政・学校においては、研修等を行い、職員や教職員の意識啓発に努めます。
- 性の商品化を防止するため、社会環境の浄化や健全育成の推進を図るとともに、女性の人權を尊重する学校教育や生涯学習を推進します。

部	課	再掲	事業 名称	対 象	目 的	内 容	実績報告	決 算 額(千円)	評 価
市民部	市民生 活課	再掲	129 男女共同参画事 業	○すべての市民(市・市民・事業 者)	○男女平等の意識を、市民に広 く浸透啓発するとともに、男女共 同参画社会の実現をめざす	啓蒙資料の作成・配布や啓蒙課 長会・講座を開催することによ り、市民の男女共同参画社会の 意識高揚を図る	講演等参加者数:784人	3,214	セクシャルハラスメントに対する正しい理解とそ の防止を図るため、講座等を開催し意識啓発を 行った。発言を予防・根絶の意識啓蒙広報、電話 相談窓口の案内等周知に努めた。
教育委 員会事 務局	学校教 育推進 室	再掲	177 人材育成事業	○幼稚園、小中学校教職員	○教職員の専門性の向上と職 能形成を図る。 ○管理職の学校経営力及び校 務運営能力を向上させる。	○管理職及び主任等の研修会 の実施 ○人事評価実施 ○各種教育研究団体への負担 金納付 ○校内研修講師謝金配当 ○教職員研修会参加負担金助 成	研修会参加者数:240人 校内研修会参加者数:244人 管理職研修参加者数:41人	2,668	セクシャルハラスメントの防止のため、幼稚園、 小中学校教職員の意識啓発を行った。特に学校 教職員については不祥事防止の観点からも繰り返し 確実に防止されるよう指導をした。
総務企 画部	総務課	437	職員研修事業	○安芸高田市職員	○自治体職員としての基礎能力 の向上や必要な専門的知識の向 上を図る。 ○職員としての使命感やモラル 意識、責任感の醸成を図る。	○職位に合った能力開発を行う ための階層別研修のほか、基 礎能力の向上や専門的知識の向 上を図る。 ○習得に必要な研修を全体研修 の手法により実施する。 ○研修機関等に職員を派遣し、 短期集中的に専門的知識・能力 が習得できるように流連研修を実 施する。	階層別等研修参加者数:1277 人 広島県自治総合研修センター 参加者数:151人 派遣研修参加者数:9人 研修所研修(特別研修)参加者 数:88人	2,314	セクシャルハラスメントの防止のため、職員の意 識啓発に努めた。

市民部	市民生活課	130	青少年育成啓発事業	市内の青少年育成団体及び、青少年育成に関わるすべての市民を対象とする。	○青少年が社会における自らの役割と責任を自覚し、心身ともに健やかにたくましく成長させるべく、市内の青少年育成団体とともに、市内の青少年育成団体の活動の活性化を図り、青少年健全育成を推進する。	○青少年育成団体に対して活動助成金を交付し、市内各地域ごとに(旧6町)で学校、PTA、民生員児童委員協議会、保護司会、地域振興会、スポーツ少年会、地域振興会、スポーツ少年会等へ呼びかけを行い事業に参画していただく。事業の推進にあたっては、市職員が事務局を統括し中心的な役割を担う。市内の主な事業は、青少年修・指導者研修(6地域)、青少年修・指導者研修(6地域)、一般研習・指導者研修(1地域)その他にも、啓発用懸垂幕の設置、チラシ・広報紙の配布などを行っている。	指導者研修参加者数:113人 青少年の意見主張参加者数:1080人 11月のあいさつ運動実施:25回	1,079	青少年を心身ともに健やかにたくましく成長させるための社会環境づくりを推進するため、関係機関と連携を図り、あいさつ運動など具体的な実践を行なった。
市民部	市民生活課	132	図書類自動販売機取扱い調査事業	市内の図書類取扱店及び図書類自動販売機設置届出者	○青少年を取り巻く社会環境の整備を図る	○図書類自動販売機の立入調査及び書店等の立入調査により青少年育成に対する理解を求め、不適切なものについては指導を要する。7月に自動販売機の調査、11月に書店等の調査を行う。必要があれば県職員が同行する特別調査(派員と思われる箇所のみ)を行う。	図書類自動販売機立入調査件数:50件	0	低の商品化を防止するため、図書類自動販売機の立入調査及び書店等の立入調査により青少年の健全育成の推進を図った。図書類自動販売機立ち入り調査については、チラシの事前配布と定期的な巡回により関係者の自主規制意識が浸透してきている。

③相談体制の充実

○ 女性が直面する問題に対し、プライバシーに配慮しながら的確かつ敏捷な対応や支援を行うことができるよう、生活に関する相談や母子・女性・家庭相談など相談体制の充実を図ります。

○ 複雑・多様化する相談内容に的確に対応していくため、各種研修会への参加等を進め、相談員の資質向上を図ります。

部	課	実施年度	実施事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画施策の視点での評価
総務企画部	危機管理室	再掲	60 防犯啓発推進事業	市民が安全で安心して暮らせるよう、安芸高田市に居住、団体活動、勤務を行っている市民	○防犯施策を推進及び啓発活動を実施し犯罪被害を防止するため防犯意識を持ってもらう。また、相談事や悩み事の解決方法を助言し悩みを取り除いてあげる。	○安全、安心に関する講演、シンポジウム、資料展示などの啓発推進及び、メール連絡網を活用した安全安心情報の発信	安芸高田市市民のつどい参加者数:0名 安全安心情報発信:28件 メール連絡網会員数:395人	1,015	女性への暴力問題等に対し、関係機関と連携しながらプライバシーに配慮した相談体制の構築に努めた。
吉田人權会館		再掲	238 総合相談事業(吉田)	悩みを持つ市民	○相談しやすい各種相談会の実施と、相談担当者の資質向上研修を行い、相談の適正指導を行うことで、早期解決を目指す	○悩みを持つ市民に、専門の相談員複数により定期総合相談を開催し、専門性を発揮して助言や、悩みを取り除く	巡回相談受付件数:522件 総合相談会受付件数:35件 相談員研修への参加者数:50人	2,585	女性の相談者に対しては、女性が対応しやすいよう配慮しながら支援を行った。また、研修会を開催し相談員の資質の向上を図った。
八千代人權福祉社(セーター)		再掲	239 総合相談事業(八千代)	悩みを持つ市民・相談を受け担当	○相談しやすい各種相談会の実施と、相談担当者の資質向上研修を行い、相談内容に対して適正な指導を行うことで、悩み事の早期解決を目指す	○来館が難しい市民に対して出向いての対応や、来館相談者に対して職員が対応する。	巡回相談:51回 一般相談:52回	600	女性の相談者に対しては女性の職員が対応できるようにして話しやすい環境づくりを心がけた。
たかみや人權会館		再掲	240 総合相談事業(高宮)	各種問題の悩みを持つ市民	○悩みを聞いてその解決方法の助言や悩みを取り除く	○地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じた助言指導を行なう。 ○職員・相談員の資質向上のための各種研修(相談員連絡会)	巡回相談件数:48件 一般相談件数:205件 相談員研修回数:20回	2,798	女性の相談者に対しプライバシーに配慮しながら支援を行った。また、相談員の資質の向上を図った。

部	課	専任 員数	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	決算額(千円)	男女共同参画推進の視点での評価
甲田人権会館		241	総合相談事業(甲田)	〇悩みを持つ市民及び担当者	〇開設相談や訪宅相談を行い、悩みごとを聞きながら解決方法の助言や指導を行うことで早期解決を目指す。〇各種研修会に参加し担当者の資質向上を目指す。	〇生活上の問題に悩みを持つ市民の来館相談、訪宅相談を行い解決方法の助言や悩みを取り除く。 〇相談しやすい雰囲気と職員・相談員の資質向上のため各種研修やケース会議を行う。 〇相談内容に応じて専門機関、関係機関と連携、協議を行う。	地域巡回相談件数:65件 一般相談件数:1526件 相談員研修回数:13回	2,092	相談員は女性なので、女性の相談しやすい環境になっている。 相談員は各種研修会に出席し、資質向上を図る。
福祉保健部	子育て支援課	323	母子自立支援事業	〇母子・寡婦(DV被害者を含む)	〇生活の安定を図り、自立を促進していく	〇1.母子寡婦福祉会補助金事業。安芸高田市母子寡婦福祉連合会へ活動費補助金を交付する。 〇2.児童扶養手当事業。父と生計を同じくしていない世帯に手当を支給する。 〇3.DV被害を受けた母子の身辺保護と生活困難のための施設措置に関する委託料の負担(相談・保護一切の事務)。	児童扶養手当:207世帯 母子生活支援:30件 母子寡婦福祉会会員数:184人	102,088	母子福祉 寡婦福祉の向上を図るため、相談対応や助言指導を行った。

第3部 資料編

平成21年9月5日、安芸高田市男女共同参画宣言都市式典において、宣言文



男女共同参画 都市宣言



美しい自然と豊かな伝統文化をはぐくんできたわたしたちは、国際的な視野をもち、人がひととして尊重され、男女が互いに協働する「人 輝く・安芸高田」を実現するため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 わたしたちは、男女がともに個人として尊ばれ、互いを認めあい、個性と能力が発揮できるまちをめざします。
- 1 わたしたちは、社会のあらゆる活動や意思決定に、男女が平等に参画できるまちをめざします。
- 1 わたしたちは、家庭・地域・職場で、男女が対等なパートナーとして、責任を担いあえるまちをめざします。
- 1 わたしたちは、互いの性を尊重しあい、いのちを大切にし、安心して生活できるまちをめざします。

平成21年9月5日

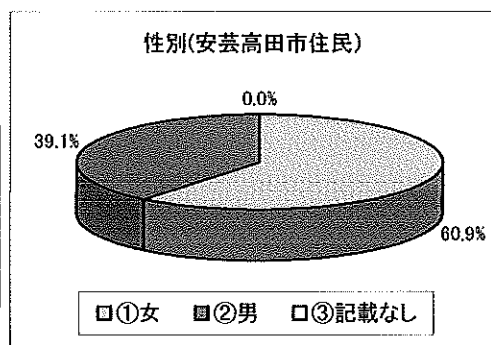
安芸高田市

男女共同参画宣言都市記念式典開催時のアンケート集計結果

式典開催日 平成21年 9月 5日
 式典参加者 450人
 アンケート回答者 304人 (回答率67.6%)

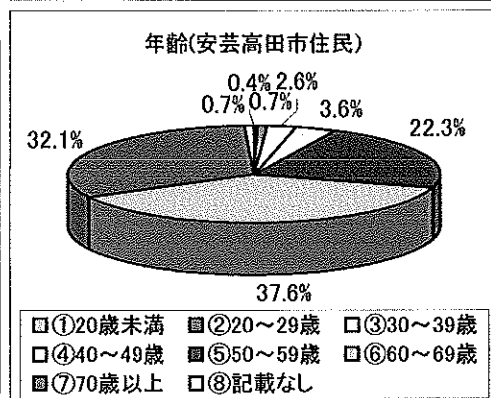
1. 性別

項目	参加者全体		安芸高田市住民	
	人数	割合	人数	割合
①女	189	62.2%	167	60.9%
②男	114	37.5%	107	39.1%
③記載なし	1	0.3%	0	0.0%
合計	304	100.0%	274	100.0%



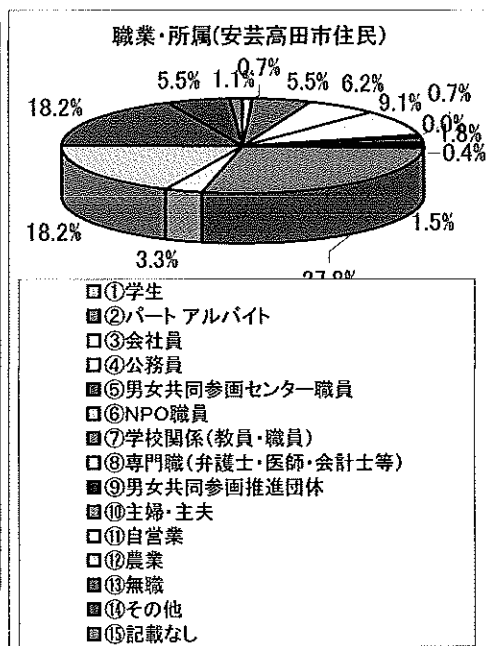
2. 年齢

項目	参加者全体		安芸高田市住民	
	人数	割合	人数	割合
①20歳未満	2	0.7%	1	0.4%
②20～29歳	4	1.3%	2	0.7%
③30～39歳	8	2.6%	7	2.6%
④40～49歳	19	6.3%	10	3.6%
⑤50～59歳	70	23.0%	61	22.3%
⑥60～69歳	110	36.2%	103	37.6%
⑦70歳以上	88	28.9%	88	32.1%
⑧記載なし	3	1.0%	2	0.7%
合計	304	100.0%	274	100.0%



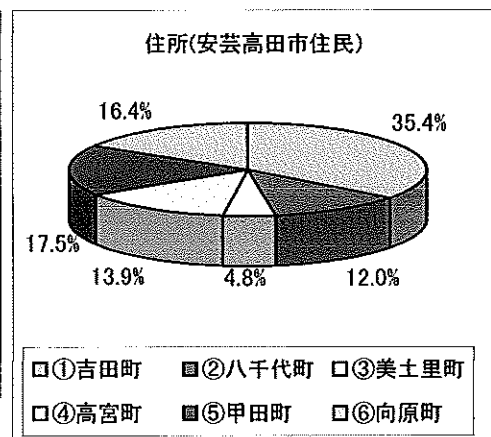
3. 職業・所属

項目	参加者全体		安芸高田市住民	
	人数	割合	人数	割合
①学生	2	0.7%	2	0.7%
②パート アルバイト	16	5.3%	15	5.5%
③会社員	22	7.2%	17	6.2%
④公務員	33	10.8%	25	9.1%
⑤男女共同参画センター職員	3	1.0%	0	0.0%
⑥NPO職員	2	0.7%	2	0.7%
⑦学校関係(教員・職員)	8	2.6%	5	1.8%
⑧専門職(弁護士・医師・会計士等)	2	0.7%	1	0.4%
⑨男女共同参画推進団体	7	2.3%	4	1.5%
⑩主婦・主夫	77	25.3%	76	27.8%
⑪自営業	9	3.0%	9	3.3%
⑫農業	50	16.4%	50	18.2%
⑬無職	52	17.1%	50	18.2%
⑭その他	15	4.9%	15	5.5%
⑮記載なし	6	2.0%	3	1.1%
合計	304	100.0%	274	100.0%



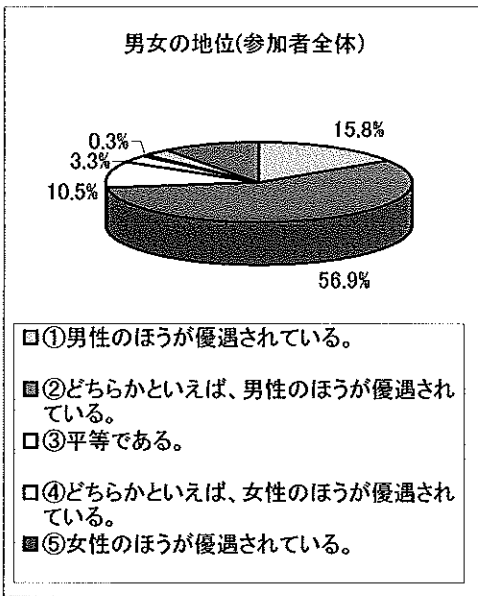
4. 住所

項目	参加者全体		安芸高田市住民	
	人数	割合	人数	割合
①吉田町	97	31.9%	97	35.4%
②八千代町	33	10.8%	33	12.0%
③美土里町	13	4.3%	13	4.8%
④高宮町	38	12.5%	38	13.9%
⑤甲田町	48	15.8%	48	17.5%
⑥向原町	45	14.8%	45	16.4%
⑦広島県内	20	6.6%		
⑧その他	7	2.3%		
⑨記載なし	3	1.0%		
合計	304	100.0%	274	100.0%



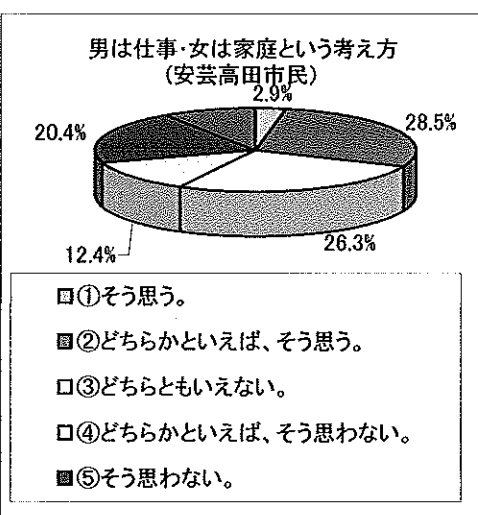
5. 社会全体において、男女の地位は、どの程度平等になっていると思いますか。

項目	参加者全体		安芸高田市住民	
①男性のほうが優遇されている。	48	15.8%	43	15.7%
②どちらかといえば、男性のほうが優遇されている。	173	56.9%	155	56.6%
③平等である。	32	10.5%	30	10.9%
④どちらかといえば、女性のほうが優遇されている。	10	3.3%	10	3.6%
⑤女性のほうが優遇されている。	1	0.3%	1	0.4%
⑥わからない。	9	3.0%	9	3.3%
⑦記載なし	31	10.2%	26	9.5%
合計	304	100.0%	274	100.0%



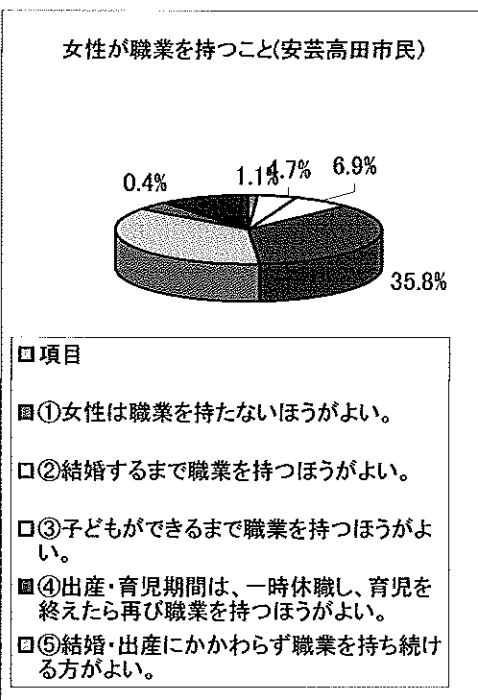
6. 「男は仕事・女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。

項目	参加者全体		安芸高田市住民	
①そう思う。	8	2.6%	8	2.9%
②どちらかといえば、そう思う。	81	26.6%	78	28.5%
③どちらともいえない。	78	25.7%	72	26.3%
④どちらかといえば、そう思わない。	38	12.5%	34	12.4%
⑤そう思わない。	68	22.4%	56	20.4%
⑥わからない。	0	0.0%	0	0.0%
⑦記載なし	31	10.2%	26	9.5%
合計	304	100.0%	274	100.0%



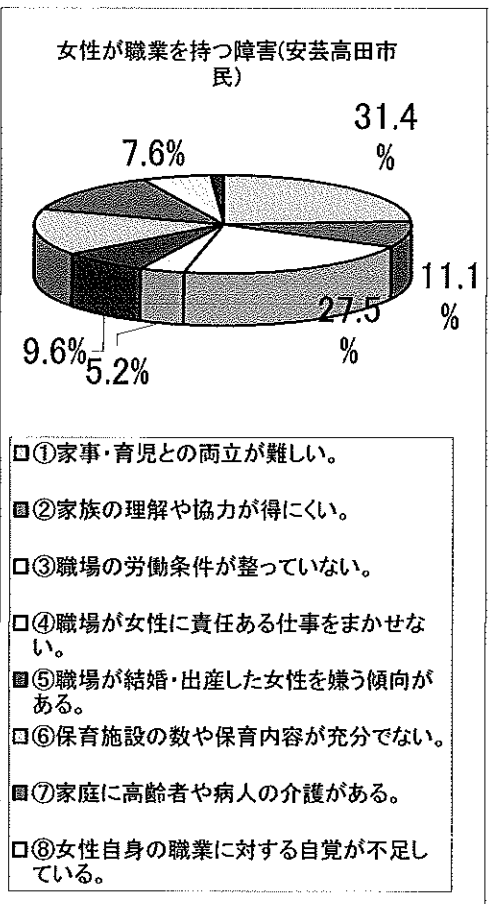
7. 一般的に、女性が職業を持つことについてどう思われますか。

項目	参加者全体		安芸高田市住民	
①女性は職業を持たないほうがよい。	3	1.0%	3	1.1%
②結婚するまで職業を持つほうがよい。	13	4.3%	13	4.7%
③子どもができるまで職業を持つほうがよい。	20	6.6%	19	6.9%
④出産・育児期間は、一時休職し、育児を終えたら再び職業を持つほうがよい。	105	34.5%	98	35.8%
⑤結婚・出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい。	114	37.5%	101	36.9%
⑥その他	13	4.3%	10	3.6%
⑦わからない。	2	0.7%	1	0.4%
⑧記載なし	34	11.2%	29	10.6%
合計	304	100.0%	274	100.0%



8. 女性が職業を持ったり、または持ち続けていく上で大きな障害となっているのは、どのようなことだと思いますか。

項目	参加者全体		安芸高田市住民	
①家事・育児との両立が難しい。	161	24.2%	144	31.4%
②家族の理解や協力が得にくい。	55	8.3%	51	11.1%
③職場の労働条件が整っていない。	138	20.7%	126	27.5%
④職場が女性に責任ある仕事をまかせない。	27	4.1%	24	5.2%
⑤職場が結婚・出産した女性を嫌う傾向がある。	48	7.2%	44	9.6%
⑥保育施設の数や保育内容が充分でない。	106	15.9%	93	20.3%
⑦家庭に高齢者や病人の介護がある。	82	12.3%	79	17.2%
⑧女性自身の職業に対する自覚が不足している。	40	6.0%	35	7.6%
⑨その他	9	1.4%	6	1.3%
合計	666	100.0%	458	100.0%



9. あなたの家庭では、次の1～10のことがらについて、どのように分担されていますか。

項目	参加者全体		安芸高田市住民	
①食事のしたく 夫	32	12.4%	29	12.2%
①食事のしたく 妻	219	84.9%	202	84.9%
①食事のしたく 子ども	3	1.2%	3	1.3%
①食事のしたく その他	4	1.6%	4	1.7%
①食事のしたく わからない	0	0.0%	0	0.0%
②食事の後片付け 夫	52	18.6%	47	18.4%
②食事の後片付け 妻	212	76.0%	194	76.1%
②食事の後片付け 子ども	7	2.5%	6	2.4%
②食事の後片付け その他	8	2.9%	8	3.1%
②食事の後片付け わからない	0	0.0%	0	0.0%
③洗濯 夫	38	14.9%	37	15.7%
③洗濯 妻	204	80.0%	186	79.1%
③洗濯 子ども	7	2.7%	6	2.6%
③洗濯 その他	5	2.0%	5	2.1%
③洗濯 わからない	1	0.4%	1	0.4%
④掃除 夫	57	20.7%	53	20.8%
④掃除 妻	204	73.9%	187	73.3%
④掃除 子ども	6	2.2%	6	2.4%
④掃除 その他	8	2.9%	8	3.1%
④掃除 わからない	1	0.4%	1	0.4%
⑤家計費の管理 夫	59	23.0%	58	24.7%
⑤家計費の管理 妻	189	73.5%	170	72.3%
⑤家計費の管理 子ども	4	1.6%	3	1.3%
⑤家計費の管理 その他	4	1.6%	4	1.7%
⑤家計費の管理 わからない	1	0.4%	0	0.0%
⑥食料品等の買物 夫	55	20.2%	47	19.3%
⑥食料品等の買物 妻	209	76.8%	190	78.2%
⑥食料品等の買物 子ども	5	1.8%	3	1.2%
⑥食料品等の買物 その他	3	1.1%	3	1.2%
⑥食料品等の買物 わからない	0	0.0%	0	0.0%
⑦子どもの教育、しつけ 夫	77	38.1%	70	28.8%
⑦子どもの教育、しつけ 妻	116	57.4%	103	56.6%
⑦子どもの教育、しつけ 子ども	1	0.5%	1	0.5%
⑦子どもの教育、しつけ その他	8	4.0%	8	4.4%
⑦子どもの教育、しつけ わからない	0	0.0%	0	0.0%
⑧乳幼児の世話 夫	24	18.3%	22	18.8%
⑧乳幼児の世話 妻	103	78.6%	91	77.8%
⑧乳幼児の世話 子ども	0	0.0%	0	0.0%
⑧乳幼児の世話 その他	3	2.3%	3	2.6%
⑧乳幼児の世話 わからない	1	0.8%	1	0.9%
⑨PTAなどの出席 夫	44	28.9%	39	29.1%
⑨PTAなどの出席 妻	103	67.8%	90	67.2%
⑨PTAなどの出席 子ども	1	0.7%	1	0.7%
⑨PTAなどの出席 その他	4	2.6%	4	3.0%
⑨PTAなどの出席 わからない	0	0.0%	0	0.0%
⑩病人や高齢者の介護 夫	43	27.0%	37	26.8%
⑩病人や高齢者の介護 妻	106	66.7%	92	66.7%
⑩病人や高齢者の介護 子ども	3	1.9%	3	2.2%
⑩病人や高齢者の介護 その他	4	2.5%	4	2.9%
⑩病人や高齢者の介護 わからない	3	1.9%	2	1.4%